

衆議院 第百六十四回国会 総務委員会 議 録 第 七 号

平成十八年二月二十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 中谷 元君

理事 佐藤 勉君 理事 谷 公一君
理事 葉梨 康弘君 理事 萩生田光一君
理事 やまぐわ大志郎君 理事 後藤 斎君
理事 渡辺 周君 理事 谷口 隆義君
理事 あかま二郎君 理事 石破 茂君

委員の異動
二月二十四日

辞任

岡部 英明君

土井 亨君

同日

越智 隆雄君

丹羽 秀樹君

辞任

越智 隆雄君

丹羽 秀樹君

補欠選任

岡部 英明君

土井 亨君

補欠選任

越智 隆雄君

丹羽 秀樹君

同日

越智 隆雄君

丹羽 秀樹君

同日

越智 隆雄君

丹羽 秀樹君

同日

越智 隆雄君

丹羽 秀樹君

同日

越智 隆雄君

丹羽 秀樹君

同日

越智 隆雄君

取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として総務

省大臣官房総括審議官荒木慶司君、自治行政局長

高部正男君、自治財政局長瀧野欣彌君、自治税務

局長小室裕一君及び消防庁長官板倉敏和君の出席

を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○中谷委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。奥野信亮君。

○奥野委員 おはようございます。自由民主党の

奥野でございます。

きょうは、民主党さん、ちよつと少ないんじゃない

かな、元気がないんじゃないかなと思ひまし

て、心配をしております。私も、社長の経験をし

ている中で、やはり組織の強化というか融和には

人それぞれの意識改革が必要ですから、できるだ

け早く体制の立て直しをしていただいて、国民の

期待する議論ができますように希望をしているわ

けであります。渡辺さん、よろしく願ひします

よ。

私も、経済界から政治の世界へ入って、大変な

じめないことがあるんです。それは、公の会計、

公会計が非常に企業の会計と違うということであ

りまして、時々私も首長さんと議論をするんです

が、首長さんに、コストを下げる努力をしないさ

い、もっと債務を圧縮する努力をしないさいよ

と。

言ったら、どうやればいいんだ、こういう議論に

なっちゃうわけです。何でだろうなということを

考えてみると、やはりバランスシートとか、いわ

ゆる損益計算書、貸借対照表、そういったものが

ないというのも一つだろうと思います。

ちなみに、一つの事例を言いますと、市長さん
に、あなた、あれは使っていない資産だったら
売っちゃいなさいよ、こういう話をしますと、大
事な市民の税金でつくったんだから、そうやたら
と処分できないんだと。だって使っていないんだ
ろう、使っていないんです、だから早く処分して
借金を返しちゃいなさいと。
要するに、国では、今やっていることは、小さ
な政府を目指して、バランスシート、貸借対照表
を小さくしていくということをやっているわけで
ありますが、まだまだ市町村、県の領域へ行くと
そういう感覚がなくて、資産を減らし、債務を減
らしという考え方が理解できていない、こんな気
がするんです。
そういったことを考えてみると、国の方ももち
ろん問題でありますけれども、もっと問題なのは
やはり市町村じゃないかなと思ひます。小
さくて効率的な政府を追求していくためには、地
方公共団体も民間企業と同じように、今申し上げ
た貸借対照表なり、損益計算書とはいひません
が、それに近いものをつくって、いわゆる複式簿
記化して、不用品資産を圧縮して、債務を減らし
ていくことが必要だと私は思ひますが、竹中大臣
は、そうなのかそうじゃないのか、ぜひ教えてい
ただきたいと思ひます。
○竹中大臣 奥野委員の経済界での御経験を
踏まえての発言、大変重要であると思ひます。私
も、厳格な複式簿記に基づく財務諸表を作成し
て、その情報を公開する、それに基づいて分析も
行つて経営方針を決めていく、これはもうやはり

基本中の基本であろうかと思ひます。

実は、まさに今委員から御指摘いただいたことが昨日の経済財政諮問会議でも議論になりました。その場でも発言させていただいたんですが、残念ながら、私的な会計に比べて公会計の整備というのがおくられてきた。実は、なかなかその中でも地方がおくられてきたということは現実であろうかと思ひます。

二〇〇〇年から国の取り組みを始めて、二〇〇五年によりやくバランスシートが整った。私は申し上げたんですけれども、国という一つの組織体のバランスシートをつくるのに二〇〇〇年から始まって二〇〇五年までかかっているわけで、今その試案がようやく幾つか、すべての都道府県と政令指定都市で出るわけでございますけれども、その意味で、そこが残念だけれどもおくられてきたというように思ひます。もちろん、先駆的にやられた市町村、そういうようなところもあるわけでございまして、これは大変重要な役割を果たしてきたことは事実だと思ひますが、全体としておくらてきたというのは、残念だけれども、私は事実であらうかと思ひます。

それについてさらに強化をしていかなければいけない、そのことを強化していく意思はあるかどうかという問いかけでございますけれども、これはもうぜひ私としてもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○奥野委員 いろいろ御異議のある元市長さんもおいでになると思ひます。私も、全体が整理できていないということじゃなくて、できていないところもあるし、やれという指示はされているということも知っています。ただ、足並みが必ずしも十二分にそろっていない、こういう感じがします。

特に、国の方でも、この間私は予算委員会でも申し上げましたが、一般会計と特別会計と連結で見なくちゃいけないんだと。地方の場合でも、やはり公営企業とか三セクターあるいは公社というものを連結した形で財務諸表をつくって、なおかつ

それを評価していく。こういうことで、市長さんとか町長さんとかというのはみんな民間企業でいうと社長さんであります、その社長さんがその意識を持ってバランスシートなり損益計算書を見、そして経営感覚を持って財政運営を行うということが一番大事だろうと思ひます。

そういう意味で、私は、必ずしも総務省の指導体制は十二分にできているとは思ひませんが、国の方もやりかけて間もない、地方の方もやりかけてまだ、平成十二年だから六年ぐらしかたっていないのかな、そういうことだろうと思ひます。

市町村のそういった経営感覚を追求していくような体制づくり、あとどのくらいかけておやりになるつもりなのか。そして、その指導体制というものはどうなのか。その辺をちょっと、大臣の御意向を聞かせていただければと思ひます。

○竹中国務大臣 どのぐらいのタイムスパンで見ていくのかというお尋ねでございます。各地方公共団体全体のバランスシートの作成状況を見てみますと、平成十七年三月末現在でありますけれども、都道府県では約三分の二で作成、公表済みである一方、市町村では全二千五百四十四団体中約一割の二百八十三団体にどまっております。

大変時間を要するという面もあるわけですが、でも、やはり小さくて効率的な政府を実現するという国民の強い要請にこたえるためにも、資産、負債の管理等に必要なるバランスシートを早急に作成、公表すべきであるというふうに思っております。

今後、市町村におけるバランスシートの公表を強力に要請したいというふうに思っております。近々、これに関連しまして、こうした会計の問題全般を幅広く検討する体制、研究会のようなものも発足させたいと思っております。その中で、市町村のバランスシートの整備を促進するための方策についても多面的にぜひ検討をしていきたいというふうに思っております。

○奥野委員 それを推進する上で、これは一つの

考え方ですが、例えば、民間的な経営ということ、市町村なりあるいは県の行政の中に埋め込んでいくためには、あるいはそれをさらに推進するためには、何かのインセンティブを与えるということも必要じゃないのかなという気がします。それ一つの方法だろうと思ひます。

そうしたときに、例えば、今市町村なり県に要求されているのはいろいろな意味での行政改革でありますから、行政改革を推進する手段として、こういうことをやっていく団体については例えば地方交付税をちょっと弾んでやるとか、そういうようなインセンティブもあるのかなという気がしますけれども、こんなことについては大臣はどんなお考えがあるか、教えていただければと思ひます。

○竹中国務大臣 これは、いろいろな意味で経営努力、行革努力をしていただかなければいけないと思ひますので、それを後押しするような仕組みというのは我々も常に考えてきているつもりでございます。今の直接のお尋ねが、バランスシート作成そのものをきつかけにということのお尋ねかと思ひますけれども、先ほど言いましたような委員会等々でぜひ幅広く検討をさせたいと思っております。

ただ、原則としては、どういう状況にあるかというのを住民の方に見てもらって、住民からの声といいますか、ボイス、これがやはり最大のインセンティブ、デイスインセンティブなのではないかと思ひます。委員が今御指摘されましたように、それと直接、交付税と結びつけられるかどうかというのは、これは検討を要するというふうに思ひますが、先ほど言いましたように、ぜひ、その点は幅広く、委員の問題意識も踏まえて検討をさせたいというふうに考えます。

○奥野委員 あと、私がなじめないもののもう一つに、非常に決算に時間がかかる。そして、もちろん、最近やり始めている新しい、企業会計ばりの公会計というのをまとも上げるのにも極めて時間がかかる。国の場合は、決算をするのにまず六

カ月かかる。そしてそれから、企業会計ベースの公会計をつくり上げるのにまた一年かかる。地方も同じような時間がかかるんだろうと思ひます。こういったことをやっていたのでは、やはり行政のスピーディーな対応というものが非常に難しいわけでありまして、こういう決算作業とか、新たなそういった企業会計ベースのバランスシートとか損益計算書をつくっていくプロセスについても、もつともと見直していく必要があるんだろうと思ひます。スピーディーにそれを仕上げるということも大事なことでありと思ひます。

そうやって考えてきたときに、一方で、日本のいわゆる科学技術という力についても、過去には相当世界に誇れるような科学技術があったわけですが、今現在は若干意気消沈しているような感じが否めないような気がします。

そういう意味で、最近話題になっていますが、スーパーコンピュータというのがありますけれども、そういったスパコンをうまく使いながら、市町村、県のいろいろな会計処理を全国一括してやるというような考え方をしたいながら、例えば、国との連結も含めて、しっかりと財務諸表をまとめていくという考え方もあるんじゃないかなと思ひます。そのスピード化、及びその手段についてスーパーコンピュータを使うというようになことが考えられるのかどうか。

実は、私は、民間企業にいたときに、それに近いことをやりました。ある企業にいたわけですが、そのときに、企業レベルではスーパーコンピュータレベルの大きなものを全国に二つ用意して、片方で処理するんですが、片方がダウンしたときにはもう一個で処理するというような、そんなことを、全国に散らばっている支店の経営情報までそこへほうり込んで、支店ごとの経営情報までしっかりと把握したことがあるわけですが、それをもし、今申し上げたようなことが考えられないか。

こんなことについて、御意見があれば聞かせていただきたいと思います。

○竹中国務大臣 確かに、委員御指摘のとおり、ディスクロージャー、情報開示はもろろん重要でありますけれども、企業会計では、タイムリーはタイムリーに、必要ときにそれが無いといけません。その意味では、今までどちらかというと民間企業に比べて時間がかかり過ぎたという反省はしなければいけないのではないかと思います。

決算統計の電算システムについて、平成十四年度は、従来の紙の調査表にかわる電子調査表システムを導入したとか、十七年度にはすべての都道府県、市町村とのネットワーク接続を完了するといった形で、システムの高度化等を図って、大幅に効率化は進んできていると思います。

その結果、総務省において、平成十六年度決算に関して、出納長または収入役等の各首長さんへの決算提出期限となる八月末から約一月月間で都道府県、市町村決算の速報値が出る。そして、約三カ月で地方全体の決算、そして都道府県、市町村決算の確報値を公表したところでございます。これは、十三年度決算に比べて、地方全体の決算について約四カ月早くなっているというのも事実でございます。

しかし、とてもこれで満足していいということではないわけで、今スパコンの話がございましたが、今の決算に時間がかかるというのが、単に電算機の処理速度の問題なのか、その前後のものも人的なシステムの問題なのかというところ、それは後者であろうというふうに思います。そういうことに対して、やはりもっとも知恵を出していかなくちゃいけないと思います。

それともう一つ、こういうのを、中小企業に関して、民間でやったところもあるわけでございまして、我々としては、国としてできることをやりたいと思っておりますけれども、民間のいろいろなノウハウを投入したビジネスチャンスととらえることもできるわけでございまして、ちよっと状況を見ながら、さらにこれを迅速化する方向を探りたいと思います。

○奥野委員 確かに、おっしゃるとおり、その前提条件の、要するに会計処理の原則みたいなものの統一化とかその徹底というのに時間がかかるというところは事実だろうと思います。しかしながら、コンピュータを使うということも一つだろうと思えますので、何か知恵があつたらぜひ考えていただければ、こう思う次第であります。それから、全然話題を変えまして、三位一体の改革であります。

私は、個人的に感じていたのは、三位一体の改革というのは目的が二つあると。一つは、地方公共団体の無駄遣いを減らすこと、それからもう一つは、地方分権という考え方に基づいて、地方が使えるお金を用意して、地方に自由に使わせる、こういうことではなかったかなと思います。まだほかにもいろいろ目的があるかもしれませんが、大筋そういうことだろうと思うんです。

無駄遣いの方は結構、額を絞ることで無駄遣いは減ってきたと。ただし、どうも私は、地方に自由に使える金を与えようといったところについては、若干違う。どちらかというと、税源移譲をしつつも、残念ながらひもつきて税源移譲をしていくものから、これに使え、あれに使えというのがあるわけですね、義務教育の教員給与に使えとかいうようなものがあるわけでありまして、そういう意味でいうと、少し自由度が、拡大を目的としたんだけれども、期待したほど拡大ができなかったんじゃないかというふうな気がしております。

具体的な数字で言うと、例えば、補助金については四兆七千億円減らそう。しかし、そのために税源移譲を三兆円すると言ったんだけれども、その三兆円については必ずしも、自由に使える金として地方に渡ったかというところ、そうじゃなくて、結果としては一兆七千億円のカットにつながった。それからもう一つは、交付税についても五兆一千億円減らした。しかし、その五兆一千億円の中身を分析してみると、二兆七千億円が地方税の増収ができるはずだから、その分をまず減ら

す、さらに二・四兆円を減らすことによって地方の無駄遣いを減らそう、こういうことであつたと思います。

ですから、地方団体の長の意見を聞いていると、少しスピードが速過ぎたというようなニュアンスで答えて返ってくるのと、いわゆる無駄遣いの、税源の圧縮が少し早過ぎたという声と、それから、自由に使える金が増えないう声と、こういうことが地方から返ってくるものから、そういうことに対して、大臣としての見方はいかがなのかということをお教えいただければと思います。

〔委員長退席、谷委員長代理着席〕

○竹中国務大臣 全体として、この三年間取り組んできた三位一体改革の評価にかかわる重要な部分であると思います。いろいろな御意見があるということとは私も十分に承知をしているつもりでございます。

一義的には、地方六団体自身が、やはり三兆円という税源移譲が行われたことは初めてであり、画期的なものであつて、今後の分権を進める上で大きな前進であるという御評価をいただいていると思います。しかし、その上で、特に自由度が高まったかということに関しては、やはり今後さらに大きな努力を要するであろうというふうに私も強く認識をしております。特に、補助率のカット等、必ずしも地方の自由度にかならないものもあるという御指摘は重く受けとめなければいけないと思います。

一方で、公立保育所の運営費でありますとか、学校、社会福祉施設の施設整備費等の、これは施設整備費を初めて一般財源化したということによって、地方みずから創意工夫と責任で政策を決められる幅が拡大している。それが十分かどうかはともかく、拡大しているということも事実なんだと思っております。

そういう点も含めて、やはり私としては、さらに自由度を増していただきたいと思うんです。そのためにはどうしたらいいかということ幅広く

議論する懇談会も設置しておりますので、委員の今の御指摘も十分に踏まえて、さらに、評価するものは評価する、しかし、不十分なものは不十分だということの認識に立つて、さらに改革を進めたいと思っております。

○奥野委員 評価については、全く大臣と共有化できると思うんです。

やはり私は、民間企業でやっていたときによく議論したんですが、人の金で仕事をするとしようときには非常に甘くなるんですね。コストを下げるという努力が非常になくなつて、どんどん使っちゃう。そういう意味では、地方に財源をばさつと渡して、それで、おまえたち考えろという方が、将来の地方分権あるいは地方財政の充実という意味ではいいんじゃないかな、こんなことを感じていた次第であります。

それから、その三位一体の中で、財源移譲によって地方の税収が充実して、また、国税、地方税を合わせれば個々の納税者の税負担は変わらないということまで制度を組んだわけでありまして、これはそれで正しいことだろうと思います。

しかしながら、私は、大都市に税収が集中しているという税収の偏在が税源移譲によつてさらに広がつてしまふんじゃないかなという懸念を一つ持つことと、それからもう一つは、特に大規模な都市は税収が多くて、またそれを使う意味での費用についてもスケールメリットがあつてコストも割安になるのに対して、税収が少ない小さな規模の市町村では、面積も広くてコストが割高になるなどの厳しい財政状態にあるわけであります。

そういった意味で、今申し上げたように、税源移譲によつて本当に偏在がなくなることと、それからもう一つは、地方交付税の算定に当たつて、小規模市町村の財政需要をもっと手厚く反映すべきではないかという気持ちを持つんです。が、そこら辺について、大臣の御見解を承ければと思います。

○竹中国務大臣 委員から二点御質問でござい

まず、税源移譲はいいとして、その課税客体の偏在に伴う、つまり税収の偏在、格差をどのように考えるか。

この点は、やはり税源移譲は重要でありますけれども、移譲を行う際には、できるだけ偏在がないような形でということの工夫は私たちなりにしたつもりではございます。もちろん、それでも偏在が全くなくなるということではありませぬから、そうしたことを踏まえて、交付税の制度でしっかりとそれを補っていかねばいけない。だからこそ、まさに三位一体の改革ということなんだと思います。

地域間の税源の偏在を縮小したいというのは我々の強い思いでございます。

具体的に言いますと、例えば現行の税収シェアによりますと、これは東京の例でいきますけれども、東京には約五百億円の税源移譲となるわけでございます。しかし、今般の個人住民税の10%比例税率化という方向をとることによりまして、それが三千二百億円ということになります。東京に偏在しがちなこの税源の偏在度が縮小するというのは、これはこの数字では示されていると思います。

また、各都道府県について、個人住民税所得割の一人当たり税収で比べた場合を見ますと、現在、一番多い東京都と一番少ない沖縄県の倍率は約三・二倍あるわけでございますけれども、今回の改正によって、この倍率は三・二倍から二・七倍に縮小するというところでございますので、方向としては、そういう方向に向かうような制度設計はしたつもりでございます。

二点目の問題ももちろん重要だと思えます。やはり都市の経営には、地域の経営にはスケールメリットがある程度あるであろうから、小規模市町村の財政需要についてしっかりと考えなければいけないだろうという点は、そのとおりであらうかと思えます。

市町村についての交付税でありますけれども、人口十万人の団体を標準として、そして人口等の

指標によって算定しているところでございますけれども、小規模市町村については、人口一人当たりの行政経費が標準団体に比べて割り増しにならざるを得ないという状況がございますので、人口規模によって人口一人当たりのコストが増加する経費について、合理化努力を踏まえた割り増し算定を行うといったようなことを行いまして、小規模市町村の財政運営に支障が生じないように、そういう対応を行っているところであります。

今後とも、地方交付税の算定については、そうした意向、地方団体の意向も踏まえて、ぜひ適切に対応していきたいというふうに思っております。

〔谷委員長代理退席、委員長着席〕

○奥野委員 小さい団体が残ること自体にも問題があるかもしれないけれども、やはり合併合併といっても、なかなか気持ちが一緒にならない限りは合併できないわけでありまして、結果的には、やはり小さな団体も結構残っちゃうんじゃないかという危惧をしております。そういったときには、今最後に申されたようなことをぜひ推進していただければ、こう思うわけであります。

それから、企業の事業を評価する場合は利益であります。ところが、地方公共団体の行政を評価する基準というのは、住民の行政サービスに対する満足度、だろうと思えます。そして、この住民の行政満足度に対する評価も、制度をつくって、組織もつくって、着実に進んできておられるように思いますけれども、もともと目標を定めてベンチマーキングしながら、どの団体もほとんどいいレベルで収束していくような形に早く持つていかないと、住民の不満というのはどんどん募っていくのではないかと思うんです。

そういう意味で、その評価の方法の標準化や、あるいは評価結果の数値化というんですか、数字で目標を決めてベンチマーキングする、そういうような管理をもっと積極的に進めていかなければ、住民からのプレッシャーというのはどんどん

ん強まってくると思えますので、ぜひそれを制度として積極的に入れて推進していく、そういうことを期待したいものだなと思っております。

ちよつと最後に、一つ違った側面の話をお尋ねしたいんです。

日本の税制というのは、寄附金に対する優遇が必ずしも十分ではないと私は常々思っております。民間企業にいたときに、世界じゅうを歩き回ってみると、これは民間の人の寄附でつくったんだ、こういうようなことをいろいろ言われて、こんなでかい施設が寄附でできるのか、こうやってびっくりしたものであります。そういったことを背景に一つ質問をしておきたいんです。

所得税においても寄附金控除が十分ではない。しかし、個人住民税については寄附金控除の対象となる団体の数がさらに少ない。せめて、所得税で寄附金控除の対象としている団体については個人住民税としても対象とすべきではないか。

政府としては、今、官から民へと言っているわけですが。民間の金をもっと使わなくちゃいけない。そういう意味合いからいっても、寄附制度というものををもっと日本に充実させて、そして、民間のお金をうまく使うことによっていろいろな住民の満足度を上げていくことも考えられるんじゃないかと思うわけであります。果たしてそれがいいかどうかは、それぞれ皆さんの考え方もあると思えますけれども、私は、そういう考え方をとったらいいんじゃないか、こんなことを感じている次第であります。

特に、地方の税制について、そういったところについての大臣の御見解があれば教えていただきたいと思えます。

○竹中国務大臣 私、国、地方をあわせた制度全体として、日本という社会が寄附に対してそれをもっと少し受容するように制度を変えていく必要がある、方向としては全くそのとおりであるというふうに思っております。

同時に、個人住民税というのは、住民税の性格、地方税の性格として、地域社会のいわば会費

として住民が能力に応じて負担するという性格でありますので、その観点から今は寄附金の控除の対象は所得税と比べて限定的になっている。やはり所得税と住民税はその性格が違うから、こういう比較はあるんだと思えます。

私は、これが全体としてもっと広くということに関しては、全く賛成でございます。今後、さらに公益法人制度の改革等々も詰められていきますので、その中で、ぜひいろいろと、私もその方向を目指して検討をしてみたいと思っております。

○奥野委員 私も積極的に寄附をしたいと思っているものですから、ぜひそういう気持ちで税制改革をしていただければと思います。ありがとうございます。

○中谷委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 おはようございます。公明党の谷口隆義でございます。

まず初めに、きょうは地方税の一部改正案につきましてお尋ねをいたしたいわけでありまして、けれども、三年間にわたる三位一体、昨年末に一応の結果が出まして、大臣は、一歩前進であるということ、これは大変な苦勞を乗り越えた結果でございますので、私も大変評価するところでございます。

国庫補助金約四兆円の削減、地方交付税約五兆円の削減、税源移譲、所得税から、国税から地方税に、住民税に三兆円余りの移譲というふうなことで、これは大変評価できることだということに思うわけでありますけれども、まず初めに、税源移譲につきまして私の見解を申し上げたいと思っております。

私は与党の税調の公明党の方の事務局長をやっておりますので、今回の税制改正については大変、中身までかかわってきたわけでございますので、私が大臣に質問するというのはちよつとおかしな形になるんだろうと思えますので、私は、今回のこの税制改正全般につきましても、私自身の考え方を、考え方というか感想をまず申し上げます。

て、大臣の御見解をお伺いしたいと思いま

す。

一つは、大変な苦勞をして三兆円余りの税源を国から地方に移譲したわけであります。この移譲は、政府税制調査会等々においても、各個人別に増減税が起こるようなことのないようにということと、これは重々そういうことを念頭に入れてやってもいいというところで、私ももともと総務省、財務省にこのことも申し上げておりまして、最終的な結論は、非常に頑張つていただいた結果、ほとんど影響の出ないというような形で、これは本来増税でも減税でもございませぬから、国から地方に税源を移譲するというところでございまして、各個人間でこのことによつて増税になったとか減税になったとかいうようなことになるというところは好ましいことではありませぬから、しかし、技術的にはやはり全く問題なくいけるというのとはなかなか難しいことでありますけれども、最終的には、私は、大変評価できる形になったということをまず思っております。これが第一点です。

それともう一つは、住宅ローン減税なんです。これは、住宅ローン減税を国税の方で今までやっておりました。この住宅ローン減税が国税で引き切れないというような場合、今回三兆円地方に移譲したわけでございますけれども、引き切れない場合に、もう国税で引き切れないから仕方ないよというわけにはいかぬだろうというような議論があつたわけでありまして。このことにつきまして、総務省の担当の方ともいろいろ協議をしたわけでありまして、最終的には、従来地方税体系では余りやっておらなかったような、住民税から住宅ローン減税を控除するといったことも今回この法案の中に盛り込まれた、これは大変評価されることだと思ひます。

もう一つは、私たち公明党が従来から申し上げておりました耐震改修促進税制ということでありまして。昨年は、いろいろ与党間で協議をいたしましたが、これがうまくいかなかったと申しますか、

来年検討しようということでもキャリーオーバーをいたしたわけでありましてけれども、昨年は、財政上の措置をとつていたらいいんじゃないかというようなことでもおさまつておつたわけでありまして、今回、このことが税制上で、耐震改修促進税制ということで国税でも対応していただいて、あと、地方税におきまして、限定的な期間でございましてけれども、固定資産税を二分の一にしようというような形で、このような耐震改修促進税制を地方税体系の中であることに

なつたわけでございます。

税制改正をやつておりますと、いろいろな幅広の分野がございまして、一つ一つ申し上げますとかなり時間もとりまうので、私は、この今申し上げた三点が終わつて、今法案の審議になつておるわけでありまして、終わった後の感想として、ここは非常に評価できるところだと思つておりますが、これ以外も含めまして、竹中大臣に、今回の、今審議をいたしております地方税の一部改正案につきまして、御感想といいますか御所見をおっしゃつていただければと思ひます。

○竹中大臣 実は、思い起こすと、この三位一体の改革自体が、谷口委員が財務副大臣のときにしっかりと進めてこられて、それでそれを与党税調の中心として完成されたということだと思ひますので、本当に私が答えるのがむしろ立場がおかしいという印象を持つわけでございますが、今委員、三点御指摘くださいましたけれども、私も、やはりその三点について、それなりの成果があるというふうな、あつたのではないかというふうな思つております。

本間に税制は複雑でありますから、税源移譲といふのは皆さんそれはそれでいいことだと言つていただけます。それに伴つて個人の税負担に変化が生じないように、これも非常に微妙な調整が必要になつてまいります。私もこれはどうするかというふうなちよつと思つていたんですが、実は、自治税務局、自治財政局、この点に關しては本当に見事にプロフェッショナルとしての知恵

を出して仕事を果たしてくれたというふうに私は思つております。微妙に、税源の偏在を生じないように、その中で、個人についても、不公平といひますか変化が生じないように、それを今の税制の中で、非常に整合的なといひますかコンシステントな形でやつていくという点に關して、知恵を出してくださつていられると思ひます。

住宅ローンについても実は同じことが言えます。住宅ローンのやり方はもつとある意味で複雑だつたのかも知れません。

そして、耐震改修促進税制の話もございましたけれども、これは同時に、安全、安心という観点、やはりもう一つの我々の政策の重要な柱とも絡まつてくる問題。これに關しては、ほかに地震保険料の控除等々もございましてけれども、そういうものとも相まつて、国民の安全、安心を図るという目的も達成した。

そういう意味では、三位一体の大枠の中の非常にソフィスティケートされた税制体系というのを、自治税務局を中心に、そして与党の税調で御議論いただいて、つくることができたのではないかと思つております。

もちろん、その分、複雑になつたという御批判もあるかも知れませぬ。ただ、やはり御負担に変化が生じないように、不公平が生じないようにするということが重要なことでございますので、その意味では、三位一体改革という大きな枠組み、安全、安心という大きな枠組み、それと地域の偏在を少なくする、そして個人の負担をゆがめない、そういうことについて、非常に絶妙なバランスのところの制度設計を関係者の御尽力によつて何とかなし得ていられるのではないかとこのように思つていられるところでございまして。

○谷口委員 大臣がおっしゃつた、私もそういう見解でおるわけでございます。

もう一つ、ちよつと私、つけ加えて、一つ残念なことがありまして、これは私の個人的な考え方でございますけれども、今度、たばこ税を、一本一円上げました。ですから、二十本入りでは二十

円、今回上がるわけでございます。

このたばこ税というのは、本来、税の体系全体で見ましたら、税の体系は担税力に求めるわけでございますので、今のよう禁煙ムードが高まつておるときに、これを抑制するということのような意味合いでたばこ税を引き上げるといふことは本筋ではないんです。しかし、税の理論では、シンタックスというような考え方、罪の税制みたいな考え方もあるわけでありまして。

ちよつと詳しいデータは私持つておりませぬけれども、世界各国のたばこの価格というのは、いろいろ多岐多様な状況になつておるわけですが、例えば、イギリスでは一箱千円近い状況になつてい。ニューヨークでは一箱七百円から八百円ぐらいになつておる。ヨーロッパ全体でも、大体三百円台の中ごろというのが一般的ななんです。

それで、財源を確保するためにたばこ税を引き上げるといふ考え方もあるし、一方で、喫煙を抑制するといふ考え方、こういう考え方もあります。しかし、私の方は、今回、一本一円の値上げということに最終的に決まつたわけでありましてけれども、もう少し値上げをすればよかつたかなというように思つております。これは私の個人的な考え方でありまして。地方税でもその分だけ入つてくるわけで、税収という観点では、地方自治体もこれはもう歓迎されることなんだろうと思ひます。

大臣の個人的な考え方でも結構でございますから、たばこ税について、ひとつ御見解を教えていただきたいと思ひます。

○竹中大臣 今回の税制改正の中で、最後の最後まで、このたばこ税をどうするかということには非常に大きな議論になつたということを今も思ひ出します。これは本間にいろいろな考えがあるところでありまして、そのいろいろな考えの中で、今回一つの決着を見たというふうな思つています。

基本的には、まさに担税力をどのように評価す

るかということ、もう一つは、たばこ需要の価格弾力性が一体、本当に高いのか低いのか。これは一種の嗜好財というふうに考えるならば価格弾力性は低いのではないかと意見もありますし、いやいや、これは非常に幅広く庶民の、まさに国民の愛好の対象であるので価格弾力性はそこそこ高いのではないかとのお話もありますから、そうすると、担税力の評価も違ってくるわけでございます。その辺は、やはりさらに議論を深めなければいけないところがあるんだろうというふうに思います。

一方で、御紹介くださいましたように、国別に見ると、やはり物すごく差がありますね。英米を見ると、びつくりするほど高いなというふうにあります。それじゃ日本は安いなというふうに思いますが、必ずしもそういう国だけでもございません。今申し上げましたような担税力とかそういう価格弾力性の話とかということを、今後引き続きしっかりと議論していく必要があるだろうというふうに思っております。

○谷口(隆)委員 なかなか大臣としても言いにくいところだと思えますから、それで結構でございます。

次に移りたいと思いますが、地方債計画についてお伺いをしたいと思います。

二〇〇六年度から地方債の発行が許可制から協議制になるということであります。協議制になるということになりますと、総務相が同意をすれば、公的資金の借り入れ、また元利償還金等が地方財政計画に算入されるということになります。同意なしで起債をする場合には議会へ報告するということになるようにあります。

しかし、協議制に変わっても次のような場合には許可制になるということで、一つは赤字比率、実質公債費比率の高い自治体、もう一つは標準税率未満の課税を行っているような自治体、このようなところは協議制であっても許可制になるんだというふうなことがございます。今回、実質公債費比率というのが出てまいりまして、従来

の起債制限比率にかわって導入された指標、たいうことのようにございます。

それで、この実質公債費比率、二月三日に政令が出ておるようでございますが、これが一八%を超えるような団体は起債を認めない方針だというふうなことのようでございますし、先ほどの標準税率未満というのは、従来の徴税努力を義務づけるといって、標準税率未満の自治体は協議制であっても許可制を求めるといような状況のようでございます。いわばこの協議制への移行というのは、地方債資金は政府から民間にシフトしていつている、こういうようなことのようにございます。

初めにお聞きしたいのは、今度、行政改革推進法の中でも盛り込まれることになるだろうと思いますが、政府系金融機関の問題、この政府系金融機関の中の公営企業金融公庫のことでござい

ます。これは各自治体の窓口というような形で、公的資金の資金調達があり、ここが一括してやっておったところがあるわけですが、これが今後、なくなる予定で今いっておりますが、今後の自治体の資金調達が一体どのようなものか、大臣からお伺いをしたいと思います。

○竹中国務大臣 お尋ねは、今後の資金調達全般というよりは、公営企業金融公庫に係る部分という理解でよろしいでしょうか。

御指摘のように、政府系金融機関全体の見直しの中で、背景はもう委員もよく御存じのように、政府系金融機関というのは確かに重要な役割を果たします。しかし、実は、直接貸し付けの残高を見ると、GDP比でやはり日本が先進諸外国に比べて突出して高い。これを半分ぐらいにしようじゃないか。半分にしても、まだ多分G7で一番高いぐらいだと思ふんですけれども。

それを目指す中で、公営企業金融公庫についてもこれを廃止しまして、そして資本市場等を活用した新たな仕組みに移行しようということを既に決定しているところでございます。同時に、必要

な財政基盤を確保する等、廃止に向けた一定の移行措置はしっかりと講ずる。そこまでは実は閣議決定で決めているわけでございます。

それから、それをどのような制度設計にするかということ、これは実はまだ議論の最中でございます。一昨日も地方六団体との懇談の場を持ちましたけれども、それについてしっかりと自分たちの意見を聞いてくれというお話がありましたので、それはもう、ぜひしっかりと意見を賜りながら制度設計をしていきたいということをお答えしているところでございます。

今後どのようなふうになっていくかということでありますが、同時に、この地方債、許可制から協議制に移行するというところで、私がいつも申し上げる自由と責任の非常にわかりやすい事例になってくるのではないかと私は思います。みずからの責任において資金を調達していただくということは必要だと思えますし、その範囲で、やはりマーケットからの評価も得て、しっかりと責任を果たしていったら、その一つの入り口といえます。重要な入り口にあると思っておりますので、この許可制から協議制への移行にあわせて、公営公庫の後の制度をどのように行っていくか、地方の意見も聞きながら、しっかりと制度設計を行ってまいりたいと思っております。

○谷口(隆)委員 今までのいわば政府からの資金ではなくて、広く民間から資金調達を行っていくというふうなことで、大臣おっしゃるように、自己責任、自治体が自己責任の中で資金調達を行っていくというふうな、起債の自由化がこれから進んでまいるわけですが、そのときに、民間の企業が市場で資金調達をするならば格付等が行われるわけで、大体、資金調達をする側がどの程度の財務内容なのかといったようなことが市場では評価されるわけでございます。

今回の地方債格付で、日本格付投資情報センターで、これは勝手格付であるようでございますが、どうも行ったようでございます。このようなことが、これから起債が自由化になってまいりま

すと、どんどん進んでまいりますが、最終的にこれがどういうような形になると大臣はお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 最終的にどういうふうになるか、どのくらいの時間がかかるかということも含めて、なかなか一概に申し上げることは難しいわけでございますけれども、先ほど自治体の財務諸表、バランスシート等々のお話もございましたけれども、そういう情報をしっかりと開示する中で、やはり健全なチェック機能というのを住民からも市場からも受ける、そういうことはやはり自治体自身のためになることであるというふうに思っています。

一方で、今の公営公庫の制度というのは、一種の共同発行の仕組みの変形のようなものなわけでございます。共同発行するというのも一つの選択でありますから、共同発行するというような選択は当然、今もあるし、これからもあるわけでございます。それも一つの財務上の戦略ということになるんだと思えます。共同発行の仕組み等々もしっかりと活用できるようにしながら、そして、さらに創意工夫で、さらに進んだ自治体は自治体として健全なチェックを受けながら資金調達をしていったら、そうすることが、やはり自治体にとっても住民にとっても、最終的に長い目で見たとプラスになっていくというふうに私は思います。

同時に、そこに行くまでの移行のプロセスはぜひ大事にしたい。今この瞬間も地方自治体は存在しているわけですし、行政サービスが行われなければならないわけですので、そういう点については細心の注意を払いたいと思っております。

○谷口(隆)委員 例えば、国債発行するときに、シ団、シンジケート団みたいなものをつくってやっている場合がありますね。現在やっておりますが、そのようなシ団の構成といえますか組成といえますか、こういうことも含めて、今の公営企業金融公庫のかわりに、共同調達みたいなことをおっしゃったわけですが、そういうことも

一つの方法として考えられるわけでありましょうか。

○竹中国務大臣 共同発行のシステム、共同発行の制度というののも一つのチョイスであるというふうに思います。

ただ、それをどのように制度化するか。今でも共同発行はマーケットベースで行われ得るわけ、でございますから、資本市場を活用して行う際に、それをどのように制度としてかつちりとしたものをつくる必要があるのか、つくる場合は一体だれがつくるのか、そういうことを制度設計の中でしっかりと議論してまいりたいと思っております。

○谷口(隆)委員 先ほど申し上げました新しい指標、実質公債費比率、こういう指標は外部から見ると非常に重要な指標になるわけですが、そのようないろいろなところから、民間から自治体が資金を調達する、行う場合には、やはりデイスクロージャーが非常に重要であります。ですから、例えばこういう重要な比率、実質公債費比率等は各自自治体が公表していただかないと、そこに資金を運用しようというところになかなかそこを踏み切れないということになるわけありますけれども、そういうような義務づけというんですか、デイスクロージャー、ある特定の比率また財務状況の現状について、デイスクロージャーについてどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○竹中国務大臣 委員が先ほどから御指摘をしてくださっています実質公債費比率、大変、今回の改正で重要な、制度移行で重要な概念になると考えております。従来と比べて、あえて言う、地方債の元利償還金に準ずるものというものも含めて、しっかりとその実態を示そうというものでございます。

各地方団体の財政状況を示す各種の指標については、これまで地方財政状況調査、いわゆる決算統計等において、総務省としてすべての団体の数値を公表してきたところでございます。今回新

たに設定することとしておりますこの実質公債費比率につきましても、地方公共団体の決算の公表時期との整合性を図りながら、できるだけ早期にぜひ公表したいというふうに考えているところでございます。

○谷口(隆)委員 次に参りたいと思います。前回、大臣所信のときに私も質問させていただきました地方交付税のことでございます。

前回、一九四〇年体制制という本があつて、そのことを申し上げたわけでありましたが、その一九四〇年に税制改正があつて、そのときに地方交付税、調整交付金制度ができて、国が徴税をし、これを地方に配分し、地方団体の財源保障機能、財政調整機能、このような二つの機能がこのときからスタートした、このように言われておるわけでございますが、一つは、財源保障機能、これは、自治体の独立、自立という観点からは、もうない方がいいのではないかとというような考え方もあるようでございます。

いろいろな考え方があつてございますが、ある雑誌を見ましたら、大臣がちよつとおつしやっておられたことがあつたので、お伺いをいたしたいわけでありまして、地方交付税制度というものは、さつき申し上げたように、一たん国が収受したものを地方団体に配分していく、こういうようなことでありますが、最終的に、今自治体が自治体の財源をどう確保して、これをどう国が保障していくのか、また自治体間の格差を調整していくということをどう埋めていくのか、これが最終目標であるので、これを考える場合に、現在の地方交付税制度を前提として必ずしも考える必要がないのではないかと、いうようなことをおっしゃっておられたわけでありまして、この考え方について、もう一步踏み込んで教えていただければというふうに思います。

○竹中国務大臣 実は、かねてから経済財政諮問会議等々で、財源保障と財政調整という議論をしつかりと分けて議論したらどうかという議論がございます。その行く先は、財源保障はしなくて

いいじゃないか、財政調整をやればいいじゃないか、そういう議論に行き着くわけでございます。こういう概念整理というのは、概念整理としては私はやはりあり得るんだとは思ふんですが、では、現実にはこういう議論に基づいて、ここからは財源保障でここから財政調整でございまして、というような、現実の予算に即した議論ができるかという、これはやはりできないと私は思ふんです。

だから、そういう議論だけにこだわつてやつていったら、議論が非常に細かいところに入り込んでしまつて、そこで動かなくなる。実は、地方財政の話というのは本当に制度が複雑で、ぎりぎり、国の役割、地方の役割というものを詰めれば詰めるほど、なかなか、非常に狭いところに入つていつて、議論が動かなくなるという経験を私は何度かしているの、でございますけれども、だから、そういう意味では、そういう一つの概念整理としてはわからなくはないけれども、どこからどこまでというふうに分けるような議論に陥らないように、だから、そういう形で、実はそのときインタビュアーがそういうことにこだわつて聞いていたものですから、そういうふうにごだわらないで議論する方がわかりやすいんじゃないか、重要なではないかということをそのインタビュアーでは申し上げたわけ、でございます。

今後とも、こういう話はぜひいろいろと、いろいろな可能性をしていかなければいけないと思うのでありますけれども、なかなかそんなに単純にすつきりといくような問題ではないと私は思つております。

○谷口(隆)委員 僕は大臣がおっしゃるとおりだと思います。やはりもう一度足元から見ていかなきゃいかぬ。その雑誌の中にも、社会保障費を減らさなきゃいかぬとか地方交付税を減らさなきゃいかぬということがあつても、社会保障費というのは最終支出であつて、地方交付税というのは中間支出であつて、それから最終的に出ていくものだから、そこは、そういう議論というのはおかしいよという問題提起は、まさにそのとおりだ

と思うわけでございます。

もう時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○中谷委員長 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。一月二十七日の総務委員会、二月十七日の本会議に引き続きまして質問をさせていただきますので、簡潔で明快な答弁を求めます。

まず最初に、地方財政の現状について質問をさせていただきます。

一点目が、財源不足額発生の原因でございます。交付税算定の基本となる不足額でございますけれども、不足額の推移を見てみますと、昭和六十一年から平成十七年度までの二十一年間をずっと見てみますと、ずっと不足続きでございます。そんな中で、一番少ないときが平成二年で〇・六兆円、そして一番多いときが平成十五年で十七・四兆円、平成十八年度の地財計画では八・七兆円というところでございますけれども、その原因は何なのか、いろいろ言われておりますけれども、できれば具体的にお答えいただければありがたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○竹中国務大臣 今、委員は過去二十一年間の数字をちよつと挙げましたけれども、手元にあるのは現状の説明ということになるかと思ひますけれども、平成十八年度の地方財政については、委員も数字を挙げられました、八・七兆円の財源不足が生じている。その内訳を見ますと、減税に係るものというのが三・〇兆円でございます。そして、通常収支の財源不足が五・七兆円というふうになつていいると思ひます。

減税に係る財源不足というのは、定率減税の縮減、廃止等に伴つてこれは縮小傾向にあるわけでございますけれども、地方税の減収が一・八兆円、そして国税の減収に伴う地方交付税への影響というのが一・二兆円生じているものというふう

に理解されます。通常収支の財源不足につきましては、社会保障関係の歳出が増加をしているということ、これが

大きいわけでありまされども、さらに累次の景気対策等による公共事業の追加、そして減税のために増発した地方債の元利償還金、依然として公債費が高い水準で推移しているわけでごさいます。そういうこと等によって生じているものというふうにご認識をしております。

○福田(昭)委員 きつと今の大臣の答弁のとおりだとは思いますが、その際、ぜひ忘れてほしくないのは、国の財政が厳しいというようなことから地方が一緒におつき合いをして借金を重ねてきて苦しい財政になっているという事は、しっかりと認識をしておいてほしい、そのように思っております。

次に、そうした財源不足額の補てん方法についてお伺いをいたします。

補てん方法についてはいろいろあるということでごさいますけれども、例えばであります、交付税率を引き上げるとか、あるいは交付税の特別会計から借入金を行うとか、あるいは地方公共団体が赤字地方債を出すとかいろいろ方法があるかと思っておりますけれども、通常はどのような方法で不足額を補てんするのが望ましいのか。ぜひ大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○竹中国務大臣 非常に多くの制約の中で現実の政策は行われるわけでごさいます、そういう方法が望ましいのかというお尋ねでございしますれば、大幅な地方財源不足が続く場合には、これは地方交付税法第六条の第三項に基づきまして、地方行財政制度の改正または交付税率の変更を行うことというふうになされているわけでごさいます。

したがって、交付税率の引き上げや地方税の充実などによって安定的な財政運営ができるようにするのがやはり望ましいというふうに思っています。一方で、これはもう委員御自身も今御指摘くださいました、国の財政というの大量の特例公債を発行せざるを得ない状況にあるということでありまして、現在は国の一般会計加算と地方の臨時財政対策債によって折半で補てんされる

などの措置が講じられている、御承知のとおりでございします。

安定した地方財政の運営のためには、財源不足を現実的に縮小、解消していくということが重要でございまして、これに向けて、引き続き行財政改革を徹底して歳出の抑制に努める、安定的な財源の確保を図ることが重要でございします。そのためには、歳入歳入一体改革の議論がこれから非常に重要な局面を迎えます。そういう改革と整合性を図りながら、我々としては、中期地方財政ビジョンの策定を行うことになっておりますので、それに取り組んで、できるだけ早期に健全な財政運営が可能になるように、そういう中でしっかりと我々としての考えも示していきたいというふうにお伺いをいたします。

○福田(昭)委員 先ほども申し上げましたが、地方が国につき合いをしてきたということもしっかりと考えていただいで、できれば交付税率を引き上げる中で対応していただくのが一番いいのかな、こう私は思っております。

それでは次に、交付税特別会計借入金の返済についてお伺いをいたします。

国の方も大変厳しいという中で、財源不足額の補てん方法の一つであります。特会からの借り入れにつきましましては、その借入金残高も五十兆円を超えるというふうに向っております。地方が財政的にも自立をするべきだ、そういう意見がある中で、この借入金を減少させていく考えはあるのか、あるいは、あるとしたら、その計画というか見直しはあるのか、お伺いをしたいと思います。

○竹中国務大臣 交付税特会借入金のお話、特に償還についてのお話でございします。

これは、十八年度末におけます交付税特会の借入金残高は、今五十兆円を超えたとおっしゃいましたが、五十二・八兆円の見込みでございまして、そのうち地方負担分というのが三十四・二兆円となる見込みでございします。

このようにたまたま、累積した借入金を償還していくためには、構造改革の推進等による経済の活性化を通じて地方税等の地方の一般財源の収入増に努めることがやはり重要、そして、国、地方を通ずる行財政の簡素化、効率化を図ることによって収支ギャップを縮小していく、これはやはりどうしてもしっかりとやらなければいけない、そういう必要があると思っております。

そのためには、それぞれの団体の徹底した行財政改革努力に加えまして、制度面でも、国と地方の役割分担、税源配分の見直し、そして地方の自由度の拡大や国の関与の縮小などの議論を深めて、さらに地方分権を進めていくということが必要であると思っております。

歳入歳入一体改革の中では、長期的なストックの議論もやはりやらざるを得ないだろうということが今提議されておりました、大変困難な問題がたくさんありますけれども、そういった問題に対しても逃げないでしっかりと議論をしていきたいと思っております。

○福田(昭)委員 非常に大変なことだと思いが、巨額な借入金でありますので、これは私は長期的な計画を立ててやっていかないとなかなか難しい話なのかなというふうにお思っております。

次に、地方財政計画上の決算乖離の一体的是正についてお伺いをいたします。

一般行政経費と投資的経費、単独を中心に地財計画の計上額と決算の大幅な乖離が生じておりまして、投資的経費に過大計上された給与関係経費や一般行政経費に使い回していることにより、地方財政の肥大化を招いているというような批判があつて、そうした中で、ハードからソフトへ政策転換を進める地方の実情を踏まえ、地財計画を大幅に見直すべきであるとの主張がなされていたわけでありまして、そんなことに対して、今回、昨年度に引き続き、投資的経費の削減と一般行政経費の増額を同時一体的に行う乖離の一体的是正が行われたということでごさいます。具体的には、投資的経費単独が二兆円のマイナス、経常的経費が一兆円の増額ということで、一般財源ベースでは一兆円の増額だということでごさいますけれども、こうした決算乖離の一体的是正については、平成十八年度で終了する見込みなのか、それともこれからまだ続ける必要があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 地財計画、計画と決算との乖離については、いろいろな議論がこれまででもなされておりました。

委員の御指摘は、今後どうするかというお話でありますけれども、まず、近年の状況でありまして、十五年度決算での地財計画との実質的乖離額は、一般財源ベースで申し上げますと、投資単独事業の決算額は計画額を二・五兆円下回っている。経常経費の決算額は逆に計画を三兆円上回っている。これを一体的にやるというのがやはり大変重要だということを我々もずっと主張してきたわけでごさいます。

このために、十七年度に投資的経費を減額し、一般行政経費を増額するという乖離は正に着手した。これは正は十七年度に着手したわけですが、でも、一般財源ベースで三千五百億円だったわけですが、十八年度においては一般財源ベースで十七年度を大幅に上回る一兆円の一体的是正を行うというところに至ったわけでごさいます。今回の大幅な是正によりまして、乖離額というのは一気に大幅に減少をしていると思っております。今後についても、十六年度以降の乖離額の状態を見ながら、着実にやはり是正は進めていきたいと思っております。

この点については、例の骨太方針でも、地方財政計画の計画と決算の乖離は正を図って、重点強化期間内に解消のめどをつけるように努めるというふうになっている。そのため、おおむね今後一年を目途に、解消に向けての選択肢、方法等について議論、整理するというふうにしておりまして、着実にやっていきたいわけでありまして、けれども、しかし、自治体に大きな無理がかからないように、やはり一体的に、フェアな形でこはやっていきたいと思っております。

○福田(昭)委員 それでは次に、三位一体の改革

について改めて伺いをしたいと思います。

まず一点目が、三位一体改革の評価でございますけれども、今回、確かに国庫補助負担金を廃止、縮減を三兆円の税財源移譲が行われることになったわけでございますが、歴史的に考えると、確かに政府が言うとおり画期的なことかもしれないけれども、しかし、時代の流れは速く進んでおりまして、地方分権を求める声、あるいは地方主権の世の中をつくらうという声はそれこそ我々がやっているよりも速く進んでおりまして、そういったことから考えると、十年前なら大いに称賛をされるべきことだと思えますけれども、今や本当にそれほど称賛をされることではない、このように考えております。

そのことは地方六団体の談話にも明らかになっております。地方六団体は、今回の改革は地方分権の今後を開くための第一段階と受けとめているというふうに言っております。引き続き平成十九年度以降もさらなる改革を推進すべきである、こう言っております。まさにこれが地方の認識だということに思っておりますし、また、国庫補助金については、おおむね三兆円の税財源移譲に結びついておりますけれども、地方の改革案に含まれるものが、義務教育費国庫負担金を除きますと、何と二・一％、一割なんです。地方の意見を反映していない、そういう、首長の間からは大変厳しい評価も出ているわけでありまして、

そのような中、今回の改革を表面的な評価ではなく、やはりしっかりと、今回は第一段階なんだというような評価をお聞きしたいなと思っておりますが、もう一度大臣の評価をお願いいたします。

○竹中国務大臣 十年前なら称賛に値したけれども今はそうではないぞという厳しい御指摘をいただきましたが、その御指摘は御指摘としてしっかりと賜らなきゃいけないと思っております。

同時に、これは前の委員会でも申し上げたけれども、三年前始めるときに、本当にこんなことできるのか、財務省は本当に税源移譲なんかす

るのかという厳しい状況から出発をしましたものですから、それはそれで一つの、まさに委員がおっしゃる意味での第一歩であつたんだというふうに思います。

もちろん、改革に終わりはありませんし、私自身も現状では満足しておりません。であるからこそ、しかし、今回の改革を重要な一歩として、さらに改革機運が高まっているこの時期に、国と地方のより根本的な問題について議論する懇談会を立ち上げて、そして、地方でできることは地方でという流れをより大きなものにしていきたいという大変強い意欲を私自身は持っております。また、そういうことが社会的には期待されている、その意味では、きつちりとしたことを政府がやればできる環境にあるというふうには私は思っておりますので、意欲は委員に負けないだけ私は十分持っていると思っております。本当の意味での地方の自由度を増して、さらなる地方分権、地方自治がしっかりとしたものになっていくように、今回の成果を踏まえて、より大きな成果が出るような努力をしていきたいと思っております。

○福田(昭)委員 本当に私も、それこそ皆さんの御苦労をよく理解するところでございますが、昨年の総選挙終了後の九月の特別国会におきまして、自民党の武部幹事長は高らかに脱官僚宣言をうたつたんですよ。そうしたことを考えると、せつかく最大与党を持ったのに、もう少ししっかりとこの地方分権を考えてもいいんじゃないかというのが私の感想でございます。そういった意味から、十年前なら大変称賛をされるということをお申し上げたところでございますので、よく考えていただければありがたい、そのように思っているところでございます。

次に、数字合わせの三位一体の改革について質問をさせていただきます。

今回の改革では、義務教育費の国庫負担金及び公立養護学校教育費の国庫負担金、児童扶養手当、児童手当の負担率をすべて三分の一に下げた数字を合わせたというような改革であつて、これ

によつて地方の自由度が高まつたわけではありません。むしろ、国の負担が減つて地方の負担が重くなつて、地方財政をさらに悪化させるかもしれない、そういう改革であると思ひますけれども、どう考えているか、お伺いをしたいと思います。

○竹中国務大臣 先ほども御答弁申し上げましたけれども、確かに、今回の補助金改革、税源移譲、そして交付税改革に関しては、それだけではなかなか自由度が高まつたとは言えないのではありませんかという御懸念もある部分があるというふうにも私も認識をしております。実際、この数字を出すまでには、本当にまさにおつしやつたように非常に強い抵抗がありましたし、まだ依然としてそのような抵抗が強く存在しております。

そういう中で、しかし、先ほども言いましたけれども、公立保育所運営費でありますとか、学校、社会福祉施設の施設整備費、そういうものも一般財源化した。私は、去年の交渉のとき、どうしても、財務省が反対されてできなかった施設費を、今年度は何としてもそれをやりたい、六団体の長の方と話しても、やはりそれが一つのシンボルであるというふうな御指摘がありましたので、そこを一つの最重点にして交渉をさせていただきました。

そうした結果、初めてこういう施設整備費について一般財源化という措置がとられて、これについては、地方みずからの創意工夫と責任で政策を決められる幅というのは、こはやはり拡大しているというふうに思うんですね。また、税源移譲によつて地方税収は、国の財政状況にかかわらず地方の自主財源として安定的に確保される。そういう意味で、経済成長や地方の税源の確保のために大変高い期待が持てるのではないのかなというふうにも思っております。

そうしたことをトータルで、ぜひいい面を生かしていただいて、さらに今後私たちが変えなきゃいけない部分は間違いなくありますから、そこは引き続きしっかりと議論をしていく。そのためのより幅広い準備を今しているところでございます

ので、今回の点についての評価と批判、そこはもう素直に両方、両面受けとめて、さらなる改革を進めていきたいと思っております。

○福田(昭)委員 そうした中で、実際には行われませんでしたけれども、生活保護費の地方への移譲ということについてもやはり大変な議論があつたわけでございます。中には生活保護費の事務を返上するというような自治体もあつたりして、大変な騒ぎになつたわけでございますが、こんなことを考えますと、本当に脱官僚宣言がやはりむなしくなるような気もいたしますので、ぜひ頑張つてほしいなというふうに思います。

次に、今答弁がありましたが、施設費が税源移譲対象となつた理由についてお伺いをいたします。

地方が普遍的、経常的に行われる施設整備に関する国庫補助負担金を税源移譲の対象とするように求めてきたわけでありまして、それに対して、財務省を中心とする関係省庁は、建設国債を財源とするこれらの補助負担金については、移譲すべき財源が出てこないということを理由に、税源移譲の対象にはなじまないという理由を以ていたわけでありまして、今聞くとこのようにありますと、竹中大臣が頑張つてくれたという話でございますが、今回の税源移譲の対象として、廃止、縮減分の五割相当分税源移譲を行うことになつた理由について、総務大臣並びに、ぜひ財務大臣が官にお伺いをしたいと思います。

○竹中国務大臣 基本方針二〇〇三において「廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施する必要があるものについては、税源移譲する」というふうになされたわけでございます。そこで、施設費についても、補助金を廃止し、地方が引き続き事業を実施するのであれば、当然これは税源移譲を行うべきというふうな私たちとしては主張をさせていただいたわけでございます。

これに関しては、地方団体からも、施設費については、その事業の必要性でありますとか規模等

を地方団体の判断で計画的に行うというのがやはり最も効率的である、そして、地方の裁量度や自主性を拡大することにつながるんだと、これは強く地方から税源移譲の対象にするよう要望がございました。

今委員からも御指摘がありましたように、財務省の立場とすれば、これは建設国債を財源としてゐるということ、例えば現実にそこにお金があるわけではないということも事実でございますから、これは反対論はあつたわけでございますけれども、これらの点について、国と地方の協議の場でありまして、最終的には地方案においても議論を重ねまして、最終的には地方案にも配慮をして、施設費についても税源移譲の対象とする、その際、税源移譲割合を五割とするというふうな形で、いろいろ議論を重ねて台意に至つたというのが経緯でございます。

○西田大臣政務官 福田委員にお答え申し上げます。

地方自治の生き字引のような委員からの御質問でございますので、もうおわかりのこととは存じますけれども、ただいま総務大臣から御答弁がございました、あのとおりでございます。

昨年の三位一体改革のいろいろな議論の中で政府・与党合意が取りまとめられまして、施設費につきましては、廃止、減額分の五割の割合で国から地方に税源移譲を行うということになりましたが、重要なことは、その際に、税源移譲を行う場合の関連する運営費等の経常的経費についてもあわせて見直しを行うということもあわせて明記されたわけでございます。

これにつきましては、どういう行政主体がどういう行政をどういう財源で行うかという基本的な哲学が必要でございまして、施設整備費につきましては、国が、ナショナルミニマムといえますが、それを確保するために国の建設国債という財源をもつて充てていくんだという基本的な哲学がございまして、いろいろ議論があつたところでございます。

しかしながら、三位一体改革を進めるという趣旨の一つとして地方の自主性の発揮があり、しかも、今申し上げましたように、施設費と関連するもの、経常的経費をあわせて移譲することによって、地方が施設整備と関連事業を一体的に行い、地方の実情に応じた事業の実施が可能となるという面があるのであればということで、三位一体の改革の実現を図る観点からこのような措置になったものではないです。

○福田昭委員 単なる数合わせでなかったわけじゃないんですね。

それでは次に、交付金化の改革についてお伺いをいたします。

交付金化は、霞が関の補助金の窓口を一本化し、地方の使い勝手をよくするものだとのふれ込みで、その対象額は七千九百四十三億円と大変巨額なものとなっております。地方六団体が、地方の自由度が高まることにはないのでぜひやめてほしいと要望していたにもかかわらずでございます。

さきの本会議におきましては、谷垣財務大臣の答えは、今回、交付金化の改革につきましては、

地方の裁量度を高め、自主性を大幅に拡大する改革でございまして、税源移譲に結びつく改革、スリム化の改革と並んで、重要な補助金改革の一つとされているところであります。具体的云々というところでお答えをいただきましたけれども、谷垣

大臣の言うことも一つ理由はございますけれども、しかし、これはあくまでも従来の国庫補助負

拒金に比べて自由度が高まったということでありまして、やはり税源移譲に勝る自由度が高まる方法はないわけであります。

また、補助金の交付金化では、やはり、政府が進めようとしている国家公務員の純減目標の削減達成には一つも寄与しないというふうに私は考え、
ております。

そういった意味では、やはりしっかりと地方に財源を移すということが今回の大きなねらいでありまして、交付金化では官僚の仕事はなくなりません。これでは公務員の数が減るというわけには

いかないのではないかとふうに思っておりまして、そういった意味で、やはりしっかりと、税源移譲に伴う地方の財政自治権が確立するような方法を考えるべきだということふうに考えております。

次に、三位一体改革の二期計画及び全体計画についてお伺いをいたします。

地方の改革案では、平成十八年度までの改革を三位一体改革の第一期と位置づけて、引き続き平成十九年度から二十一年度までの間に第二期の改革を行うことを求めているところであります。昨

年の政府・与党合意においても、平成十八年度までの改革の成果を踏まえて、国と地方の行財政改

革を進める観点から、今後とも、真の地方の自立と責任を確立するための取り組みを行っていく、こうしておるところであります。しかし、先ごろの竹中大臣の答弁では、なかなか従来のような見直しを行うのは難しいんじゃないかというような答弁でございました。

ぜひとも、竹中大臣におかれましては、今進めております地方分権の二十一世紀ビジョンづくり

の中では、地方が求めているような二期計画をどうしても進めていくんだ、あるいは全体像をしつかりと示すんだ、そういう強い決意で取り組んでいただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 地方の要望している第二期の計画、もちろん私は十分に承知をしているところで

こさいます。我々としては、地方分権に向けた改革に終わりはなく、国から地方へという考え方のもとで引き続き地方分権を推進していくことが必

要である、これはもう大前提でございます。

その上で、地方が言っておられるような形で場を設定して、そういう土俵でやっていくのがよいのかどうか、もう少しそこを時間を置いて、時間

を置いてといいますか、この半年ぐらいの時間をかけて全体の議論をした上で、では次にどう進み出すかということを考えませんか、そのように私自身、六団体に提案をさせていただいたわけでござ

ざいます。

そこで、政府は政府として、総務省の中で、そういう全体としてどうやっていくのかと。まずビジョンについて議論をした上で、そこで当面どうするか、そこまでは必ず我々は議論をいたします。そこで当面どうするかということについて議論をいたしますので、それに合わせる形で地方六六団体でもそういう議論をしてくださいということをお願いして、地方六六団体は今その議論が進行しているところでございます。

その意味で、第二期と呼ぶのがふさわしいかど

うかはわかりませんが、これは絶対、これで終わりなんということはあり得ないわけであります。では次にどうするかということについては、この懇談会の中でビジョンを描いた上で、では当面どうするかという議論は必ず私はするつもりでございますので、その中で、どういう土俵を設定していくかということを積極的に私は議論をして、明らかにしてまいりたいというふうに思っております。

○福田(昭)委員 それでは、その部分は期待をさせていただきます。

次に、大きな三点目ですが、地方税法の見直しについてお伺いをいたします。

まず、定率減税の廃止についてでございます。御案内のとおり、定率減税は、所得税、個人住民税の最高税率の引き下げや、法人税、法人事業

税の税率の引き下げと同時に、恒久的な減税として実施されたものであります。政府の発表でも、

景気は回復をしているというような発表もあるところでございまして、そうした中で、個人においては所得の格差が拡大をした、あるいは、企業に

おいては銀行を初め大企業などが史上最高の利益を出している。そんなことを考えれば、今回定率減税を廃止するということであれば、やはり所得税、個人住民税の最高税率の引き上げとか、ある

いは法人税、法人事業税の税率の引き上げということも同時一體的に行うべきではないか、そのように考えますけれども、大臣のお考えをお伺いいたします。

○竹中国務大臣 この問題に關しましては、私だけではなくて財務大臣にもむしろお答えをいたさなければいけない問題かもしれないが、平成十一年度改正においていわゆる恒久的減税が実施された際には、この定率減税のほかに、確かに個人所得課税の最高税率の引き下げ、そして法人課税の税率の引き下げも実施をされております。

ただ、これらの税率の引き下げについては、これは、例えば労働供給を高めたい、つまり勤勞意欲への配慮、そして国際的な観点から勤勞意欲をしつかりと持たないといけないといった、いわゆる構造的な変化への対応として行われたものであり、まさに抜本的な税制改正を先取りする形で実施されたものであるというふうに思います。当時景気が非常に厳しい状況で、いわゆる景気対策として行われた定率減税とは、これは位置づけが異なるのであろうというふうに私は理解をしております。

したがって、定率減税は廃止する、これは景気の状態によるわけでございますから。国際的な競争の進展とか、そういう構造的な問題に対応して行った税制改正について、これはやはり廃止するという事ではないんだらうというふうに思っております。

○福田(昭)委員 しかし、国際的な競争が激しい中で、これだけ大企業や銀行が利益を上げていくわけですね。ですから、これだけ激しい時代の中で乗り切っているんですから、力があるのと違うんですか。これはぜひその辺を再考すべきではないか、このように思います。これは財務副大臣、いかがですか。

○西田大臣政務官 今総務大臣からも御答弁ありましたが、法人課税それから所得課税につきましては、これからのあるべき姿を見据えながら、定率減税の廃止という中で見据えていきたいというふうに考えております。

ただ、企業のそういう行動が家計の中にまでどの程度及んでいるか、あるいは企業の投資行動にどの程度及んでいるかというところについてはまだ

だ精査が進んでおりませんので、それを見据えながら、これからの法人課税などについては検討を進めてまいっておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○福田(昭)委員 それでは、しつかり対応してほしいというふうに思います。

それでは次に、税源移譲についてお伺いをいたします。

二点お伺いしますが、一つは地方消費税の移譲についてであります。

地方の六団体の改革案については、先ほども申し上げましたが、平成十九年度から二十一年度までの計画を第二期計画と位置づけているわけでありますが、その第二期計画において、五%のうち地方消費税分を二%から二・五%に引き上げて、約三・六兆円の税源の移譲を求めているところであります。国税と地方税の比率を二対一に近づけるという片山当時の総務大臣の趣旨から考えれば、ぜひとも次の計画においては消費税の比率を引き上げること考える必要があるのではないかと、こう考えておりますが、総務大臣のお考えをお伺いいたします。

○竹中国務大臣 地方の税源のさらなる拡充というのは、これは長期的な我々の重要な課題であるし、実現していかなければいけない大きな問題であるというふうに思っております。そのために、私たちは、今しつかり地方分権のあるべき姿を描いて、そのための議論を深めているところなわけでございます。

地方から税源の充実についてさまざまな要望や提言があるというのは、これは十分承知をしております。御指摘の提言をいただいた地方六団体の方々とも、これまでもいろいろ意見交換しておりますけれども、今後とも、今委員御指摘の点も含めて、しつかりと議論をしてまいりたいと思っております。

このうち、具体的に今御指摘のありました御提言の中での地方消費税について、これは税の性格から考えますと、税源の偏在性が少ない、そして

税収が安定的な基幹税でございますので、やはりこの重要性は極めて大きいというふうに私も思っているところでございます。そういうことを念頭に置きながら、今申し上げたような形でまずしつかりとあるべき姿を議論して、地方とも意見交換をさせていただくつもりであります。

○福田(昭)委員 それでは次に、道路特定財源についてお伺いをいたします。

政府税制調査会は「道路特定財源等の特定財源については、資源の適正な配分を企め財政を硬直化させる可能性があることから、一般財源として活用していくべきである」と答申をいたしております。しかしながら、国道の改良率は九〇・三%、九割、地方道の改良率は五五・三%、五割を超えているところであります。地方の道路整備水準は国に比べて立ちおくれた状況にあるということも事実でございます。そうした中で、地方の道路財源をどのように確保していくのか、お伺いをしたいと思います。

また、地方の道路特定財源も一般財源化をすれば、道路が必要となるのは道路に回すこともできますし、そうでないところは違うところに使うこともできるということでございまして、地方の道路特定財源の一般財源化の検討をする考えがあるかということもお伺いをいたします。

また、三点目として、地方が、道路目的税を財源とした地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金を、税源移譲がされた三兆円の別枠として廃止を検討するというふうにならしてあります。道路目的税である揮発油税の一部を、税収見込みの約五割、一・四兆円程度であります。これを地方譲与税化について検討するということになっております。地方がこのような検討をするということについてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

以上三点、通告にありませんでしたが、ひとつお答えをいただければというふうに思います。

○小室政府参考人 お答えを申し上げます。道路特定財源について、さまざまな議論がござ

います。その際には、今お話がございましたように、国税で入っている部分、それから地方税として特定財源になっている部分、それから、最後にも御指摘がありましたように、国税として入ったところから譲与税として出る部分、それから、御専門家ですから、さらに加えて、補助金、補助事業として出る部分、それから交付金の部分、大変いろいろなものが入り組んでいて難しいところがございます。

ただ、それら全体としていろいろな議論が必要であるかと思いますが、特に地方団体の方からは、それらについて、道路の実際の需要というものが、国道の整備率をお挙げになりましたけれども、需要として、かなり地方の方はまだたくさんやる必要があるんだ、こういった声も聞いております。それらを含めて、全体としての御議論が必要かと思っております。

その際には、御案内のとおり、昨年の十二月に政府・与党で基本方針をまとめてございます。「特定財源制度については、一般財源化を図ることを前提とし、来年の歳入・歳入一体改革の議論の中で、納税者に対して十分な説明を行い、その理解を得つつ、具体案を得る」ということには暫定税率等の話もありますので、いろいろと、納税者、さらに地方団体、需要等々を見きわめながら、この方針に沿って議論を進めてまいりたいと考えてございます。

○福田(昭)委員 どういう見直しをするにしても、地方に不利にならないように、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

次に、三点目ですが、個人住民税の現年課税の変更についてお伺いをいたします。

御案内のとおり、所得税は現年、その年に課税されます。個人住民税は前年の所得に課税されます。前年課税となっておりまして、こうしたことに対して、退職等の場合、所得が減少してから前年分の個人住民税を納税しなくちゃならないというふうな困った状況がある。あるいは、賦課期日後に域外に転居すると、徴収する側としてはなかなか

徴収ができない、難しい。それから、賦課期日の直前に海外へ転居した場合は、前年所得があるにもかかわらず個人住民税を課税できないというような指摘がございます。

今回の見直しで所得税から個人住民税への税源移譲がなされるわけですが、個人所得課税において、もしかすると国と地方の税収に逆転現象が起きる、そういう可能性があると指摘されている中で、個人住民税の現年課税についてぜひ検討すべきではないか、こう考えますが、大臣のお考えをお伺いいたします。

○竹中国務大臣 住民税の現年課税、私も納税者の立場から幾つかのことを経験したことがありまして、大変そこは重要な問題であるというふうに以前から思っております。

本来考えて、所得課税というのは、やはり所得が発生した時点と、そして税を負担する時点というのとはできるだけ近づけるのがいいわけですね。今は一年確かに違ふんですけれども、これは仮の話で、これが例えば十年とか離れていたら、これはみんな怒りますよ、それは。だから、そういう意味では、所得の発生時点と負担時点というのは近い方がいいというのはもう大原則であろうかと思えます。

一方で、個人住民税に現年課税の仕組みを導入するとどうなるかというと、所得税と別個に個人住民税についても年末調整が必要になるんでしようかねという話。それと、給与支払い者つまり特別徴収義務者の事務負担も、これは確かに大きくなります。そういう実務的な問題もやはりあるんだと思います。そこで、現行の個人住民税では前年の所得を基礎としてということに、それこそセカンドベスト、ファーストベストじゃないけれどもということになっているんだと思えます。

しかし、考えてみると、近年のＩＴ化の進展、そして雇用体系がやはり多様化していますから、そんなに簡単に前年の把握できるのかというような問題もあるんだと思います。そういう社会情

勢の変化も踏まえないといけない。こういう状況の変化や納税者の事務負担等々、そういうことを総合的に勘案していく必要があると思っておりますので、その可能性についてはぜひ研究をしてみたいというふうに思っているところでございます。

○福田(昭)委員 竹中大臣、今、国税を預かる税務署、それから都道府県民税、市町村民税を預かっている市町村の役所は所得税の申告時期で、今までは大体二月の十六日あたりから始まったわけですが、三月の十五日まで、最近では非常に協力関係がよくなって、もう二月一日あたりから始まるんですよ。所得税の申告をしつかり両方で協力してやっておりますから、しかも、それこそ竹中大臣専門のＩＴも進んでおりますから、これは技術的には非常にできると思えます。ですから、ぜひともこれは検討されることを強く要望させていただきます。

次に、最後の大きな四点目、地方交付税の改革についてお伺いをいたします。

まず一点目、交付税改革の目的でございます。地方交付税につきましては、国の平成十八年度予算編成の基本方針の中で、政府は、二〇一〇年代の初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国、地方の双方が納得できる形で歳出削減に引き続き努めるとしております。

さきの本会議におきまして、竹中大臣も、単に交付税を取り上げ議論するつもりもないし、先に削減ありきということは言っておりませんけれども、しかし、竹中大臣の先の方の答弁を読んでも、まず、「交付税改革については、平成十六年度から平成十八年度にかけて、臨時財政対策債を含め、総額を五・一兆円抑制するとともに、行政改革インセンティブ算定の創設を行いました。」と書いておりまして、「今後の取り組みとしては、厳しい財政状況のもとで、二〇一〇年代初頭の基礎的財政収支の黒字化に向けまして、国と地方が歩調を合わせて歳入一体改革を進めることとしております。また、総務省としては、この議論

と整合を図りつつ、中期地方財政ビジョンの策定に取り組んでまいります。」このように言っております。

疑って申しわけないんですが、これを深読みしますと、どうもやはり交付税はこれは削減するというのが目的ではないか、このような深読みもできるわけですが、ぜひここで、それは全く考えていないんだということを改めてここで、大臣のお考えを伺えればというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○竹中国務大臣 ぜひその点は、私も明確にこういう重要な場でさせていただきたいと思えます。

このように国と地方財政が厳しい中で、国も地方も歳出の削減に努めなければいけないというのには、これはもう確かな一つの方向であろうと思えます。しかし、その際、私はやはりこの議論は間違っているというふうに常に思うのは、社会保障費をできるだけ削減しよう、公共事業費を削減しよう、それと并列に交付税の議論が出てくるというのは、これは間違っているというふうに思えます。

これは最終消費支出を減らすということが重要でありまして、地方の最終消費支出を減らして、その上で適切な地方税収があれば、これは結果として交付税を減らすことができることにはなりませんけれども、交付税という中間的な支出をねらい撃ちにして、この中間支出を減らせというように議論は、国庫、国の金庫を預かる場からすると一意味があるかもしれないけれども、国と地方全体からすると全く意味のないことであるし、地方からすると大変迷惑なことであるということになるんだと思っております。

その意味では、結果的に国も地方もスリム化をして、それで結果的に一定の税収が上がって、結果的に地方交付税が減るというのは、これは望ましい姿であって、そういう姿になるようにするという努力は私たちはしなければいけないというふうに思いますが、交付税削減ありきという議論は、これは政治姿勢としてという以前に経済

財政の考え方として間違っているというふうに私は思っております。そういう発言をこの場でもさせていただきますし、経済財政諮問会議でも何度もさせていただいているところでございます。

○福田(昭)委員 ぜひ期待をしたいと思えますが、そこで、次に話題をちょっと変えますけれども、皆さんのお手元に国と地方の基礎的財政収支の推移という表がきつとお配りされているかなというふうに思っていますが、これは財務省が作った資料でございます。これを見ていただければよくわかるように、地方の基礎的財政収支は平成十年度から黒字になっております。国の方は、昭和六十二年から平成四年度までは黒字ですが、平成五年度以降ずっと赤字ということでございます。

御案内のとおり、我が国の長期債務は、政府の発表がありますように、平成十八年度末においては、国が約六百五兆円、地方が約二百四兆円、重複分を除いた国、地方の長期債務の合計額は七百七十五兆円程度、対ＧＤＰ比率で一五〇・八％、極めて深刻な状況にある、こう言われております。

そうした中で、政府においては「改革と展望二〇〇五年度改定において、「財政の健全化に向けて、引き続き政府の大きさを抑制するとともに、まずは、二〇一〇年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。」としております。そのために、ことしの中ごろには「歳出・歳入一体改革」の選択肢及び改革工程を明らかにする。」こうされております。

先ほどお示しいたしましたように、そうした中で、地方の基礎的財政収支は既に平成十年度から黒字なんです。これは各市町村、都道府県が、国の大変な要請もあり、懸命な努力をしてきた結果だと私は思っております。そうした中で、国の歳出改革に対する努力が足りないんじゃないか、そのように考えているところでございますが、ぜひそのことについて、大臣、そして財務副大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 ぜひ二点申し上げたいと思います。

第一点は、この表の一つの見方に関連するものでございますが、確かに、地方はもう黒字じゃないか、国が大変だという言い方をするわけでありまして、実はもう一つ考えなければいけないのは、フローとしての赤字、黒字の問題だけではなくて、やはりストックの問題であるというふうに思います。

国は大変な借金を抱えております。どのぐらいの借金か、今数字をお挙げいただきましたけれども、ちよつと正確な細かい数字は今手元にはないんですが、先進諸外国に比べるとGDP比で二倍以上の借金を国は持っております。では、地方はどうかという、先進諸国に比べて地方は今五倍ぐらいの借金を持つていっているというふうな値になると思います。これは、普通、中央政府は借金をしますけれども、地方政府というのはほとんど借金がない形で多くの国では運営されていきますから、日本は、国は大変だ大変だと言っているんですけれども、実はストックで見ると、地方の方が大変だと言いう言い方もできます。

そうすると、プライマリーバランスを今後どのように地方と国でバランスをとるかというときに、地方の方がはるかにプライマリー黒字を高くしていかないと、国よりも地方の方が実は困るんだという議論が成り立つわけでございます。その意味では、国よりも地方の方が上にあるから地方が楽だという議論は、やはりストックのことを考えると間違っている。そのことは地方財政を預かる担当として明快に財務省にも申し上げて、偏った議論にならないように私はぜひしてまいりたいと思います。

もう一つ、努力の結果というお話がございました。この点については、実は専門家の間でもこれはどうしても議論がなされないのかというふうに思うんですが、実は、二〇〇二年から二〇〇六年まで、これは計画値でありますけれども、国と地方のプライマリーバランスは約十三兆円改

善されるという結果になると思います。二十八兆円の赤字が約半分になっているんですね、この四年間。

どうしてこんなふうになったのかということを見ますと、数字はちよつといろいろなつくり方がありますので、私なりの認識の暫定値であるということでも申し上げますけれども、実は十三兆円のうちの八兆円か九兆円が地方の貢献ですよ、これは、国の貢献というのは、国税の税収が上がつているにもかかわらず、実は驚くほど少ないんです。それだけやはり、地方がこの四年間に決して頑張つて健全化を行ってきたというのは、私は紛れもない姿であると思います。

ただ、残念ながら世間は必ずしもそのように受け取っていないんですね。地方にはまだ無駄があるだろうというような言い方をしますので、決してそうではなくて、この四年間のプライマリーバランスの改善に地方財政、地方が大変大きく貢献したということを明確に数字で議論をして、議論がゆがまないように私はぜひしっかりと担当者として議論を進めたいと思っております。

○福田(昭)委員 今の大臣の答弁ですけれども、ぜひとも、そういう地方の方がもっと厳しいんだということであれば、もう少しそれがわかるような資料をつくらなくちゃだめなんじゃないでしょうか。きつちりとした資料をつくつて、やはりこれは説明責任を果たすべきですよ、大臣。そういうことをぜひやっていただきたいというふうに思います。

それで、だんだん時間がなくなってきましたので、二点は言い放しにします。一つだけ最後に質問をさせていただきます。

今回、法人税にかかわる地方交付税率の見直しがあります。今までですと、三二%が当分の間三五・八%の特例措置が講じられていたわけでありましたが、今回から、平成十九年以降、これが三五・八%から三四%に引き下げられるということでございます。この措置が恒久的な措置だということでございますが、これではまさに交付税総額

が減るという形になるかと思っておりますので、こうしたことについても、しっかりと考え直していただきたいと思っております。

それからもう一つは、税源移譲に伴う交付税の減少分の補てん措置でございます。これにつきましては、平成十九年から三カ年間、それぞれ二千六百億円、二千億円、千四百億円を交付税総額に加える、加算をするということになっておりますけれども、これにつきましてはやはり三年間という期限を切った措置でありまして、これもやはり交付税総額が減る大変心配な点でございます。こうしたことにつきましても引き続き検討されるように望みたいと思っております。

それでは、きつと最後の質問になるかと思いますが、税源移譲に伴う財政力格差拡大に対応する措置について、そして、首都圏等財特法の法律の適用期間の延長について質問をさせていただきます。

税源移譲分を基準財政収入額へ一〇〇%算入することは大変よいことだ、私もこういうふうに思っております。しかし、これも当面の措置、三年間の措置ということでありまして、なかなか地方にとっては安心できることではありません。地方団体間の財政力格差を拡大させないためには、地方交付税によりしっかりと保障、補てんあるいは調整するという対応が私は不可欠だというふうに考えております。ましてや小規模市町村に対する段階補正は既に二千億円削減されているわけでありまして。

そうした中で、今回、首都圏等財特法については、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置を見直した上で適用期間の二年間延長が提案されているわけでありまして、このような特定地域に対する国庫補助負担率のかさ上げ措置による財政の特例措置については、かつて廃止を含めて抜本的な見直しを行うことが政府の方針とされてきたというふうな何つておりますけれども、そうした中でこのような二年間延長するという法律が出されたということはどういうことなのか、ぜひ御所見

をお伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 二点でございます。

まず、三位一体改革に関連して、財政力の弱い団体から、財政力格差がさらに拡大するのではないかという点に関連して、これに対応するため、地方交付税の算定におきまして、国庫補助負担金改革分の全額を基準財政需要に算入する一方で、税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に一〇〇%算入する、そうすることによって格差が拡大しない。

これは、今御指摘のとおり、そういう措置をとっているんですが、この措置は当分の間のものというところで、将来的には見直す必要があるわけでございますけれども、その具体的な時期や内容をどうするかということにつきましては、これはいろいろ御懸念もありますので、これから、地方団体の意見を十分に聞きながら、そして国庫補助負担金改革全体に伴う制度の移行の状況、これを総合的に勘案してぜひ検討していきたいというふうに思っております。

もう一つ、首都圏の話がございました。首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律というのがございますけれども、これは、首都圏整備計画等に基づいて、首都圏等の周辺の人口増加に対応した公共施設の円滑な整備を図ることとでございます。それに対しては国庫補助率のかさ上げ措置を行うということなわけでございますけれども、この対象となりますのは、近郊整備地帯等の指定を受けた区域でございます。財政力が弱く、かつ事業費負担が重い地方団体に限定されているわけでございます。首都圏の財政力の豊かな団体にまでこれを一律に支援するというものではないでございます。その特別の政策目的のために実施されるということでございます。

また、首都圏財特法の延長期間については、国土交通省におきまして新しい国土形成計画が平成十九年度に策定される予定であるということでありまして、大都市圏制度のあり方につきましても

当該策定作業の中で検討されるということであり
ますので、それを踏まえて、同年度まで当面二カ
年というふうに限定をして、特別の目的のために
そのような措置をとるものでございます。

○福田昭委員 今説明がありましたが大、大臣も
二月二十日の日経新聞、お読みになったかもしれ
ませんが、これを読んでみますと、「地方の市町
村「景気回復は蚊帳の外」予算編成で四苦八苦」と
いうことで、長野県王滝村の話とか、あるいは
福岡県の大牟田市の話が載っております。職員
を半減して、公共事業をゼロにしても予算が組め
ない。そういう報道がございすけれども、まさ
にこのようなやり方をやっていますと、都会と
地方の格差はますます拡大していくものと私は
心配をいたしております。そういった意味から、
個人の所得格差だけじゃなくて、やはりしっ
かりと、都会と地方の格差も拡大しないような対
応を、ぜひ総務大臣並びに財務大臣政務官にお願
いをして、私の質問を終わります。

大変ありがとうございます。

○中谷委員長 次に、寺田学君。

○寺田学委員 竹中大臣、初めまして。民主党
の寺田と申します。

きょうは、福田委員が前の知事さんで、僕が知
事の息子で、午後には元町長という、ちよつと色物
の質問が続くかもしれませんが、よろしくおつき
合いください。

大臣に御質問する前に、大臣の著書をいろいろ
と物色しまして、さらさらと読ませていただき
ました。「早い者が勝つ経済」という、ちよつと今
の御時世で言う誤解されるようなタイトルがつ
いているんですが、この中に日本の政治改革とい
う小文がありまして、その中に、官僚は優秀であ
る、だけれども、結局それによって政治のリー
ダーシップというものは欠如していると。たしか
これは橋本内閣のころの行革の話をされているん
だと思いますが、そのようなことを言われまし
た。

これは通告するようなものではないと思ったの

で通告はしていないのですが、総務大臣としての
心づもりというか、お仕事をされる上での方向性
というものをちよつと大きく伺いたいなと冒頭に
思っております。

私自身として、麻生大臣に御質問させていた
いて、今回、お二人目の竹中大臣になられるん
ですが、大臣の仕事の仕方及び心づもりとして、あ
る意味、決まり切った方向性に関して、総務大臣
としてということでお伺いすると、分権を進めま
しょうという決まり切った方向性の中において、
その制度のほころびであるとか、あとは現状に合
わないという意味の調整であったり、効率化で
あったり、そういうものを迅速に進めていくとい
う一つの大臣としての方向性もあるでしょうし、
片や、一方として、価値判断、理念であるとか自
分としての哲学というものをとした価値判断
を、いわゆる政治決断をしていくというような大
臣としてのお仕事のあり方もあると思うんです
ね。

二年ぐらいのおつき合いですので、麻
生大臣はどちらだったかなと思うと、任期が短
かったということもあるんじゃないかと、ど
うも僕は、前者だったような、効率化を進める、
ほころびを直す、緩やかに進めていくというこ
もあつたか、そういうふうに映ったかもしれませ
んが、ある種、前者だったと思うんです。

総務大臣、竹中大臣としては、どのような御感
覚でこの大臣職というものを務められるのか、お
伺いしたいと思ひます。

○竹中総務大臣 どの役所もそうでございすけ
れども、特に総務省は本場に大きな役所です。そ
れで、つかさづかきにおいて、優秀なスタッフが
一生懸命これまで仕事をしてきたし、きょうこ
の時点でも仕事をしておられる。そういう意味
で、そういうベースに乗って、そのベースの上
に立つて、さらに自分でできることを効率化してい
くというのは、やはり大臣の仕事の仕方としては
ベースであろうかと私は思ひます。

ただ、同時に、これは一つの例として申し上げ

ますけれども、私は金融担当大臣をさせていた
だいていたときに、やはりこれは大きく流れを変え
なきゃいけないというふうになって、かなり力わ
ぎでいいますか、不良債権処理に向けて、これ
は省の内外での反対も非常に強かったわけであ
りますけれども、政策をやらせていただいたこと
もございました。

私は、やはりこれは両方必要だと思ひます。片
方だけではだめで、今、総務省の仕事というのは
非常に幅広い中で、今まで難しい仕事を本
当に
くやつてこられているというふうに思ひます。

同時に、先ほどからも質問がありましたけれど
も、これから本場に国と地方の関係、三位一体の
改革の第二期、どうやっていくんだろうかという
ことに限しては、やはり大きく一歩踏み出すの
か、ささやかに半歩踏み出すのかはともかくとし
て、やはりルーチンな仕事だけでは解決できない
ような問題にチャレンジしていかなければいけな
いのではないかとこの思いがございすし、通信
と放送の融合に関しても、放送は放送の中で、通
信は通信の中で、これまでしっかりと行政をやつ
てきたわけですから、技術的環境が、過去
四、五年ぐらいで、私は、リンクという言葉があ
りますけれども、非常に非連続な形で変化してい
る、まさに電話網がIP網になったように変化し
ている面があると思うんですね。そういうことに
関して、できることはぜひさせていただきたい、
そのような思いは持っております。

ですから、AかBかというお答えにはなりませ
んけれども、Bのタイプでできることがあれば、
ぜひしっかりと対応もしていきたいと思ひており
ます。

○寺田(学)委員 両方だと思ひます。僕自身と
しては、哲学、理念にのつた価値判断、政治
判断というのもしつてほしいなと思ひており
ます。

分権の議論をいろいろ勉強したりしているん
ですけれども、やはりもう効率化を進めていくとい
うことでの仕事には限界があつて、まさしく価値

判断を迫られる部分というのはたくさんあると思
うんですね。小規模自治体をどうするか、あとい
うものを一つのあり方だと考えるのか、効率的に
はよくないねと考へてしまうのか。雪国、非常に
除雪費がかつたり、住むには南国よりは苦しい
生活が待っている、まあ私も雪国ですけども、
そういう部分もあります。それも一つの自治のあ
り方だと認めるのか、どうだろうかというふう
に考えるのか。まさしくそこは効率化ではなくて
価値判断だと思ひます。そういう意味の政
治決断というものを私はどんどん進める方向性を
打ち出してほしいなと思ひていす。

先日の総務委員会での議事録を見ると、そ
もそも論をそろそろやらなければいけないんだよ
と。交付税のことに触れられているんですが、霞
が関で議論している限りでは、地方交付税を削
れという議論ばかりが前面に出てくる、そもそ
も論をやらなければいけないんだと。私もそう
だと思ひていす。

きょうは、初めて質問させていただく部分があ
りますので、僕自身が持論を言うのではなくて、
竹中大臣がどのような分権に対しての、先ほど
おっしゃられた哲学の部分、理念の部分を持つて
いるのかということをも単刀直入にいろいろ伺
ひして、その哲学というものが浮かび上がるよう
な形で質問を進めていきたいと思います。

総務大臣という立場におられて、ある程度地方
に対して今権限を持たれていて、地方の自治体と
いうものはどのような自治体であるのがふさわ
しいのかというのは、ある種、デザインもしくは誘
導できるような立場にあると思ひていす。です
ので、ちよつと一点お伺ひしたいんですが、行政
効率率という観点で適正規模を考えた場合の自治
体の適正規模と、住民自治、住民のニーズに
対してしっかりとサービスがあるという意味での
適正な自治体規模、この効率性と住民自治、適
正規模の形には差異があると思ひていすのか、一
緒であると思ひていすのか、どちらでしょうか。

○竹中総務大臣 行政にもいろいろな行政があり

ましようし、住民自治にもいろいろな局面がありましようから、個々の議論についてはいろいろなケースがあり得ると思いますが、一般論として申し上げれば、行政というのはある程度のスケールメリットを持つている、私はやはりこれは間違いないのだと思います。特に、いろいろな教育を行って、公共サービスを行って、場合によってはインフラを整備して、そして共通のルールをつくっていく、これは、オーバーヘッドコストも含めて、間違いなくスケールメリットがあるのだと思います。

スケールメリットが無限大にあるかどうかというのは、これはちよつと違います。人口五千万の都市というのが本場にスケールメリットがあつていかというと、それは多分そうじゃない面が出てくるんだと思いますけれども、我々が常識的に描く自治体に関しては、ある程度ちゃんとそこには、行政に関しては、特に財政面を含めると、スケールメリットがあるというふうに申し上げてよいのではないかとこのように思います。

一方で、住民の自治そのものについては、まさにコミュニティ、そういうものをイメージして、手づくりの行政、お互いがお互いをかばい合つて、子供の通学も一生懸命みんなで見る、支える、火の用心をみんなで回るといふような、そういうコミュニティの存在に関して言うと、これはやはりスケールメリットというのはむしろ逆になる可能性が多くて、かなりきめ細かく見ていかなければいけない面があるのであらうというふうに思います。

その意味では、行政組織、財政組織としてのスケールメリットを生かすということと、きめ細かな住民自治の仕組みをその中に入れていくという、相当の工夫が今後とも必要になってくるんだらうと思つております。

○寺田(学)委員 どちらも大事だ、これもそういうことだと思ひます。

ですが、ちよつと一個だけ、実例というか、一つの具体例を挙げて御所見を伺いたいんですが、

どこの自治体であるかということとはちよつと伏せるんだけれども、ある小さな自治体がありまして。そこで、ちよつと正確ではないのだけれどもとは言えないんですが、たしか自衛隊の離発着訓練であるとか何とかの訓練であるとか、そういうような訓練を受け入れるかどうかということに対して、その小さな自治体はノーだと言ひ続けた、やつてほしくない。

しかし、先ほど大臣が言われた、一般的にはスケールメリットがあるであらうということ、で、隣の市と合併をした。吸収合併だつたはずなんですけれども、合併をした。そうすると、その小さな反対していた自治体の出身の議会人、議員というものが、市議会議員というものが極端に少なくなつて、離発着訓練であつたと思うんですが、その訓練を受け入れるかどうかという合併後の大きな市町村の議会では、賛成が多くて受け入れられてしまつた。

まさしくこれは、スケールメリットをとる片方で、その小さな自治体のことに関して言うと、結局自分たちのニーズというものは大きく阻害されたわけですね。こういうことが起きている。

この事例に関して、どのような御感想をお持ちですか。

○竹中国務大臣 ちよつと個別の事例、詳細もわかりませんが、御指摘のようなことは確かにあり得ることなのだと思います。実際にあつたということなのだと思います。

そういう場合に、現状に即して、その地域の方々にどのような行政、行政といひますか仕組みを提供できるかというの、やはり実情に合わせその自治体でしつかりとお考えいただく必要があるんだと思ひます。まさに一番問題が起きている近いうちでその問題の解決を図つていただくとこの自治の趣旨でございまして、それから、それをすると、何か非常に特別に障壁がある、何か法律上の、国の法律の障壁があるとか、そういうものがあれば、これはもちろん国として考えなければいけないわけでありまして、

ちよつと個別の事例がわかりませんが、それ以上のことをなかなか申し上げられないのでございまして、そういう中で、まさにいろいろな仕組みを活用していただくことだと思ひております。

市町村の合併に関しても、そういうことがある程度可能なような仕組みが用意されていると認識をしておりますし、事前に想定される範囲では、国としてもいろいろな制度づくりはしているつもりでございます。また個別なアイデア等々がございまして、ぜひ御教示をいただきたいと思ひます。

○寺田(学)委員 大臣が御答弁されている間に、それは相談すればいいじゃないかと、それは仕方がないとか、いろいろな御発言が後ろの方からありまして、そういうようなことでは済まされなくて、もつと丹念に物事を考えて、効率化に軸足を置くのではなくて、住民自治、住民のニーズに合わせる方に、比べてしまえば非効率かもしれないけれども、やり方次第ですけれども、財政的な負担を社会全体として背負いながらもそういうような自治を守るんだというの、冒頭質問させていただいた価値判断だと思ひます。そこら辺も、近いうちに明確に大臣の方の方向性というのを示していただきたいなと思ひます。

もう一点お伺ひしたいんですが、地方の自治を進めまして、ある種、政令指定都市なか中核市なか、そのような市が自立して自由度を高めるために権限をどんどん移譲していきましよう。それは、国からなのか都道府県からなのか、さまざまな形で移譲すると思ひますが、たしか、学校の教員の配置に関して、都道府県が所管している部分も政令指定都市におろせるはずなんです。そういうような形でよろす。

確かに、そのおろされた政令指定都市というのは自由度が高まる。けれども、見方を少し変えて考えたいんですが、上部団体と言つて非常側に間違ひがあるかもしれないんですが、調整する側の都道府県にしてみると、そこに、政令指定都

市に一つの権限を与えてしまつと、調整するパイが少なくなるわけですね。そうすれば、小規模な自治体、政令都市以外の自治体、調整される側にとつても、調整されて分配されるものが少なくなるわけですね。

ここで少し考えたいんですが、政令指定都市に権限を与えていく方向性を強めるということとは、ある種、調整されるそれ以外の自治体の、もつと結論的には、行政能力が相対的に低くなつていく可能性もはらんでいゝと思ひます。

こういうことに関して、政令指定都市みたいなものがある程度進めていくような形にして、三十万、五十万、百万みたいなものをどんどんつくっていく、そういうようなものを進めていく方向性をとるのか。調整することを考えるのであれば、ある程度そこら辺に対しては進めながらも、調整される側の自治体の行政能力というものをケアしていくのか。どのように考えられているか、御答弁いただけますか。

○竹中国務大臣 これもいろいろなケースがあり得るでございまして、ちよつと抽象的、一般的なことしか申し上げられないかもしれないんですが、指定都市、中核市、特例市の制度というのは確かにございまして。そして、市町村の規模、能力に応じた事務配分を進めるという観点で、社会的実態としての規模、能力が比較的大きな都市についてその事務権限を強化する、そして、行政はできるだけ住民に身近なところで行いますか、近いところで行うという地方自治の理念を実現する、これはやはり必要なことだといふふうに思ひます。これらの都市に対しては、事務権限の移譲を進めることが方向としてはやはり重要なことだと思ひます。

そこで、この場合に、広域的に行政課題を解決することが求められる分野については、指定都市や中核市等と周辺市町村との連携を強化するということが重要なんだと思ひます。そして、都道府県が調整の役割を果たしていくということで必要な対応が図られるというのが私は一つの方向なの

を拡大させたのであれば、責任も持ちましようということだと思ふんです。

自由と責任のことについていろいろお伺いしたいんですが、破綻法制等々のことについて言われていますが、まず先に、責任側じゃなくて自由側の質問をさせていただきたいと思ふんです。

課税自主権を拡大するとか、条例制定の自由度を拡大させるとか、さまざまな自由を拡大させる方法はあると思ふんです。その中でも、今、それでも国側として、そもそも今の法案ですけれども、地方の財政計画をつくったり、さまざまな形で、地方がどのように財政運営をするか、どのように自治体運営をしていくかということに関して、お金の面でも権限の面でも、ある意味、今決めている事態はあるわけですね、国会で私は今やっているわけですから。本当に自由度を高めるとすれば、このような議論の場、この場なのかどうかわかりませんが、地方側がちゃんと出てきて、ともに協議するというような場があつてもいいと思ふんです。

実際、昨年、三位一体改革に関して、意見がどれぐらい聴取されたか、どれぐらい取り組まれたかということは別として、そのような協議の場は持たれたと思ひます。その協議の場に、ある意味地方側としても決定権を持つような協議の場があつたら、それこそ自分たちでルール決めしたんでしょう、ある意味、ルール決めの場に参加したんでしょう。参加した上で、単なるヒアリングをしただけでは、ヒアリングの対象であつただけではなくて、ある種一緒に決断する、決定する権限を持つて協議の場に臨んだのであれば、あなたたち、自分たちの責任でしようと言ふこともできると思ふんですね。

ですので、ちよつとお伺いしたいのは、協議の場、ただヒアリングの客体として呼ぶのではなくて、本当に一緒に、地方のことに関しては地方の団体を含めて議論しようよという場をつくつてもいいと思ふんです。一つの考えだと思ひます。この考えに対してどのような考えを持たれ

ていますか。

○竹中国務大臣 委員の御指摘は、オープンソースムーブメントという言葉がありますけれども、オープンソースにして、つまり、みんなが参加して決めれば、そのことは絶対に守られるし、絶対実現する、だから皆さんに参加していただいて決めるのが一番よいやり方であると。私は、物事の決め方としてそういう要素は大変にあると思ひます。

同時に、一つの意思決定をするときには一種のガバナンスの仕組みというのが要るわけで、国会はまさに国権の最高機関として、皆様方、先生方が国民を代表して貴重な一票を持つておられて、そうして多数決で決めるという一つのガバナンスのルールがあるわけでございます。そういう場合に、この地方の問題をどのように考えるかというのはなかなかやはり難しい問題なのだと思います。皆さんは国民を代表して来ておられるわけですから、ここで決めていただくというのが何よりも本質である。そのプロセスにおいて、いろいろな案を行政が出すに当たつて、協議の場を持つて、そしていろいろな意見交換しながら、合意形成ができるだけスムーズにいくような形での案をお出しする。これは当然やらなきゃいけないことでありますし、実際にそういうことをずっとやってきているわけでございます。

三位一体のときも国と地方の協議の場を持ちました。そして、六団体の代表の方には、総理を中心として行政府の中での議論をする経済財政諮問会議にもおいでをいただきました。そして、実際に総理の前で議論をしていただきました。そういうこともしております。また、交付税等々に関しましては、総務大臣と六団体との協議の場というのを持たれております。

そして、私も今回、国と地方のそもそも論を議論するに当たつて、地方六団体でもカウンタートパートになるような場を持つてくたさい、そういう検討委員会を持つてくたさい、そして、場合によつて、時期が来れば、検討委員会同士のメン

バーも一緒に話し合いの場を持つたらどうでしょうか。そういう重層的なというか、多層的な協議の場を持つことが私はやはり一番重要なのではないかと思つております。

何かそこで一つの合意機構のような、かつちりとした組織というのはなかなか難しいわけでございます。国の方針はこの国会で決めていただくわけでありまして、そこに至るプロセスにおいて、行政府としては、そういう懇談の場というのはしっかりと持つて、合意形成ができるだけ速やかにいくような最大の努力をしたいと思つています。

○寺田(学)委員 非常に難しいお話をされたような気がしてならないんですけれども、自由と責任という大臣自身が提案されている一つの概念において、地方にちゃんと責任を持たせるためにはそれに見合った自由がなきゃいけませんねということだと思ふんです。多層的にどうこうとかオープンソースがどうこうとかいろいろあると思ふんですが、そういう意味において、検討されてもいいことだと思ふんです。

実際、今お話しの中で、そのような協議機関、要は、ある種かつちりとした機関をつくるのは難しいというお話をされたんだと思ひますが、何が難しいんですか。具体的に考えをお示しいただければと思ふんです。

○竹中国務大臣 かつちりとした機関というのは、何か物事を決定するという意味でかつちりとした場を設けるのは難しいと思ひます。ただ、自由に意見を交換して、合意形成を速やかにするための場というのは設けるのは難しいことではございませんし、実際にそういうことを現に我々もやっております。さらに必要であるならば、その努力をするということに関しては全くやぶさかではございません。

今はとにかく国と地方の協議の場というのがありますので、それを積極的に活用する。場合によつては、その方に経済財政諮問会議に来ていただく。そして、総務大臣と六団体との懇談の場と

いうのもございますから、それはかなり頻繁にやつておりますけれども、そういうものをぜひ積極活用したい。その思いは非常に強く持つております。

○寺田(学)委員 この間の協議の場で、小泉総理自身が地方の皆さんと、補助金の削減案をまとめてくたさいよ、それは十分にしんしゃくしますというお話をされて、地方に投げられて、けんけんがぐがぐやりながらまとめて、上がつてきたものが、本当にその協議の場において、含めてですけれども、実際の三位一体改革の現実の中でどれぐらい採用されたかという、非常に低い割合であつたことは事実だと思ふんです。

もちろん、地方側が言っていること、正しい部分もあれば、本当に御都合主義な話もあると思ふんです。ですけれども、そういう部分に関して、しっかりと決定する場の中に決定権者の一員として地方側が入つて、議論して、ある程度決めるということも一案だと思ふんです。

僕は、これ自身を積極的に進めたいということではなくて、竹中大臣がおっしゃる自由と責任、まあ責任に関しては、破綻法制という言葉が出ていますけれども、結構シビアな発想が出てくると思ふんです。そのときに言いわけをさせない部分というのはあつてしかるべきだと思ふんです。そのときには、やはり自分たちのことを決める、まさに国のことを決めるときに地方がどのように入るかということではなくて、地方のことを決めるときに地方の人間がプロセスとしてどのようにかわつていくかということは、やはり自由と責任の関係においてしっかりと考え直すべきだと思ふんです。要するに、そういう意味で御検討いただきたいと思ひます。

ちよつと責任の方に進みますが、同じく日経新聞の方のインタビューに答えられて、「自治体破綻に民間並み法制」というようなタイトルでインタビュー記事が載つています。民間並みというものは明らかに違うものであつて、その違いと

いうものを大臣自身のように御認識されているのかということを、まずは伺いたいと思います。

○竹中国務大臣 民間並みというのがタイトルとしてたしかついているんですね。これは新聞社がつけたということなんですけれども。

これは、私はもうかねてから申し上げているわけですが、自治体のことに民間的な手法を導入することは重要だと私は思いますけれども、自治体と民間の企業体とは根本的に違います。これは議論の前提として、私はもう当然の話だと思います。

したがって、何が違うかというのは少し哲学的な話になりますけれども、企業というのはマーケットの中で評価を受けて、企業の破綻というのはある意味で認定が簡単なわけですね。認定が簡単だという意味は、不渡りを二回出したら銀行取引が停止になりますので、現実にはそれで破綻になるわけですが、自治体の場合は、そういうマーケットの中で生活しているわけではありませんが、そもそもそういうメカニズムがあるわけではございません。

それと、企業の場合は、特に、通常の、特殊会社ではない企業の場合は、その責任をとって清算をするという手段があるわけですが、自治体の場合には清算するという手段はあり得ません。したがって、破綻法制とかいろいろ言っていますけれども、倒産、破綻には清算型と再建型があるわけですが、自治体の場合は、やるとしても再建型しかあり得ないわけです。

そういうことを前提の上での議論なんですけれども、そのときに、多分、民間並みというふうな編集者が勝手につけたのは、私は前から言っているんですけども、今の制度にはストックに関する部分がないということ、これはやはり大変重要なことだと思います。

一たん悪くなった企業がなぜ再生できるかという、悪いストック部分を切り離すことができるからなんです。そうしないと、悪い部分を引き

ずつていたら、悪い部分というのは、銀行でいえば不良債権ということになりますけれども、企業から見ると返せない借金ですよ。返せない借金をずっと引きずっていたら、企業なんか絶対よくならない。これを、再建プランをつくって、債権者も合意して、その返せない借金を切り捨てることによって初めてV字型に再生していくことができるわけなんです。今の再建制度の中にはそれができない。そのストックをきちっと整理するということも、やはり私は視野に入れて御検討をいただきたいということを申し上げているんです。

むしろ破綻というのは、しっかりと、万が一にもそういうことになった場合に再生させるために、ないしは、より言えば、そういう状況にならないような予防をちゃんとするために、そういう仕組みをつくっていくというところに第一義的な意味があると私は思っております。

○寺田(学)委員 民間と自治体の違いは何かというお話を冒頭私がさせていただいて、認定が簡単であるとか、破綻ということに関して、その局面においての違いというものをとおっしゃられたんだと思います。

では、大臣御自身が考えられているその違いというものが、これから策定されるであろう通称としての破綻法制にどのように影響するとか、その違いというのはどのように法制の中に色濃く出てくるのか、お話しいただければと思います。

○竹中国務大臣 今私が申し上げたことに关しましては、懇談会で御議論をいただいている委員の共通した認識であると思います。それを受けて、どういうやり方がよいのかという議論がまさに始まったばかりであります。したがって、専門家に、本当にそういう認識のもとで考えればどういう制度がよいのかという議論を深めていただきたというふうな思っております。

今後、ちよつとどういう形で議論が進んでいくのか、今の段階では私も明確に申し上げられませんが、今今申し上げたような大前提に立って、私の気持ちとしては、やはりそれが

しっかりとした予防に結びつくような、そういう制度設計をぜひ考えていただきたいというふうな思っております。

○寺田(学)委員 現状においても、破綻法制とは言えないんでしょうけれども、財政再建のスキームというのは、ある意味、法制度がありますよね。それは、破綻する前に一定程度パーセンテージであらわして、都道府県であれば何パー、市町村であれば何パーとか、ある種計算式によって出てきた数字を超えたのであれば、もう著しい悪化状態にあるから破綻する前に再建していきましようというスキームだと思うんです。あえて今回、大臣の方が、ストックを切り離すであるとか、ある種民間の再生手法と類似するかのような破綻という概念を持ち出したわけですね。

なぜに今、破綻する前に、もう最悪な状態になる前に予防しましようという法制度があるにもかかわらず、ある種一歩進めた破綻というところまで概念としてつくり上げられているのか、その理由を教えてくださいたいと思います。

○竹中国務大臣 先ほどの御答弁とかぶるかもしれませんが、やはり私は二点あるんだと思います。

それは、私の気持ちとして、今の制度は今の制度として、いろいろな経験の中で積み重ねられてきたことであって、大変尊重しなければいけないものだというふうな私にも思っております。ただ、一つの例として、先ほど申し上げましたように、今の制度の中にはストックをどうするかという議論がないわけですね。そうすると、本当に大変困った状況に陥った自治体の方が一出てきたときに、いつまでもそのストックを悪いまま引きずっていかなくちゃいけないのか。そうすると、本当に困ったことになると、再生がむしろ難しくなる可能性があります。今の制度のままでは、そういうことはもちろん想定したくありませんけれども、そういう意味で、やはり一歩踏み込んで考えたいというのが第一点です。

だと思っております。予防の機能。今の制度でも、一種の早期是正、アーリーウオーニングのようなシステムが取り込まれております。私は、その早期是正というのがもう少し多元的に行われるような仕組みでなければいけないのではないかなというふうな思っています。

一例を申し上げますと、それが先ほどの地方債の話とも私は絡まってくるんだと思います。地方債について、市場からの格付という話が出てまいりましたけれども、実は、格付というのは、ある意味で非常に重要な早期是正、早期のウオーニングになります。

これは、万が一高い債務を持って赤字になっているところになると、格付は下がりますから、格付が下がると金利が高くなります。そうすると、金利が高くてこのプロジェクトをやらなくやいけないかどうかという非常に慎重な判断が自治体に求められてまいります。これはやはり市場からの、やるんだしたら気をつけてやれよ、高い金利がつくという一つのウオーニングになるわけでありまして、そういうことを全体として、早期の是正といいますか、アーリーウオーニングのようなシステムがこの中に入っていく方が、私はやはり健全だと思っております。

総務省は総務省として、いろいろな指標として、今回も協賛制、許可制ということで、これも総務省としてのチェックは行いますけれども、やはり市場の活力も活用して、より多面的なそういうチェック機能がある方が私はよいのではないかなというふうな思っております。これは一例としてちよつと極端な形で今御説明を申し上げましたけれども、今申し上げたような点も含めて、しっかりと御議論をいただきたいと思いますところでございます。

○寺田(学)委員 破綻状態にならないように予防しようという発想というのが大事であるとおっしゃられて、今、資金調達の面からの予防、ウオーニングというのも大事であるという話がありました。

そもそも住民自治という基本原則に立ち返ると、そういうような予防の忠告をするというプロセスもありながら、結局のところ、財政運営をする、行政運営をする首長をだれが選ぶのかというのは住民たちがやるべきこと、そこからの注視というウオーニングというのもあると思うんですね。

そういう意味において、ちよつと今の、現行の財政再建のスキームと破綻のスキームというのを考える。今御想像された、ストックを切り離して、日経新聞の記事によると、民間企業に債権放棄を求めるなどのバランスシートの健全化というものがあつていいだろうというスキームがあると思うんですね。

先ほどお話しされた中で、今の財政再建の制度であれば、たまった負債というものを長いことかけて払つていかなきゃいけないんだ、それというのは再建する上で非常に厳しいよねというのとは、長らくのことではあるが、裏から見れば、切り離してしまうのであれば、ある種、住民からしてみれば、長いこと負担をしなくてもいいのであれば、やはりチェックというものの、首長をどういう人を選ぶか、そして、今の我が市、我が都道府県、我が市町村の財政状態がどんなもので、将来的にどうなるかということに対しての注意力というものは、負債が、破綻したのであればどこで責任をとらせるかは別ですけども、離れてしまうというのであれば、緩むと思うんですね。逆に、今の制度であれば、悪い財政状態が続くのであれば、この赤池町というところは一回、法に基づく再建をされて、水道料金が二倍に上がつて、さまざまなことで住民にとつても結構痛い思いをして再建の道を選ばざるを得なかったと思うんですね。

そういう意味で、地方自治体の財政が破綻する、そのことにおいて責任がどこにあるのかということ。そして、それを経営していた首長に重きがあるのか、いや、住民がちゃんと首長を選んでるんだから、住民、選んでいる方にも問題があ

るから、長いことちゃんと払つてくたさいよ、長い目で自治体の再建にかかわつてくたさいよと考えるのか。これこそまた哲学だと思ふんですね。

そういう意味で、破綻においての責任の所在、そのバランスというものは、首長側にあるのか、はたまた住民側にあるのか、まずはそこをお答えいただきたいと思っています。

○竹中国務大臣 これはもう、まさに今委員がおっしゃつたように、そのバランスをどのように考えていくのかということ、しっかりとした制度設計をしなければいけないんだと思うんです。今、私、詳しく説明しませんが、そういう新しい新たな仕組みを考える場合には、首長の責任は一体どうなるのか、議会の責任は一体どうなるのか、さらには、それこそ住民の責任はどうなるのか、そういう議論は当然のことながらしっかりと行わなければいけないと思います。

私、今の状況でむしろ心配なのは、住民の皆さんは恐らく、自治体はつぶれないよと、だから十分な関心を今余り払わないで、気がついてみると、結構大変なことになっていく。それでどう何十年も非常に厳しい、行政のサービスが受けられないという状況になっていく。これは、住民にももちろん責任があるといえはるわけですけども、そんなこと知らなかったよという意味で、制度としては、やはり住民に親切的な制度ではないような面があるんだと思うんですね。ある面で非常に親切な面ですけれども、ある面で非常に不親切だということになっている。

そういう意味では、例えばですけども、市場からの格付とかウオーニングとかがある程度あれば、これは住民も、そういうことにうちの自治体はなつていくのかと。そうしたら、本当にしっかりとした首長さんになってもらわなきゃいけないと、選挙にも熱が入ると思います。そういうことが自然に行われていく方が、私は、やはり長い目で見て住民の皆さんにも親切ではないかというふうに思ふんです。

それは、だれに責任がある、この人には責任がない、そんなに一概に言えるものではありませんけれども、そこがやはり、バランスをとりながら、皆さんが責任を果たしていこうというふうに思う、そして、その思う気持ちがちゃんと結果につながる、そういうようなバランスをとった仕組みをどのようにつくれるかという点で、非常に知恵を絞らなければいけないと思つております。

○寺田(学)委員 住民が自分の住んでいる自治体の財政状態に対して余り興味を払わないというのは、うちのおやじの選挙とかを見ていると、ああそうだなと。多分、ここは首長経験者の方々がいらっしゃると思うので、そういうことに関して、財政を立て直すということよりも、どういうサービスがあるのかということに関して御興味を持たれていると思うんです。

そういう意味で、住民に対して、財政が悪化したのであればこんなことになってしまうよということをお知らせして、財政に対しての注意力を高めるといふことは大事だと思ふんです。そこまでは私も同意するんですが、では、だからこそ今の、財政再建のスキームじゃなくて新たな通称の破綻スキームをつくるというのは、そのままつながらないと思ふんですね。

今の財政再建のあり方でも、水道料金が倍に上がったと。一件しかないのに余り広く知られていないんですが、水道料金が倍になって、普通建設事業の削減がマイナス二七パーとか、結構激しいことをされるわけですよ。それを周知させるということも、非常に住民にとつてみると、いや、水道料金が倍になるのかと。一例ですけども、そういう意味で、だとしたら、財政状態にもきつちりとした監視の目を持つという気持ちになると思ふんですね。

だから、どちらを選ぶかということに関して言うと、住民が余りにも知らないから破綻制度、センセーショナルではあるの、ある程度関心はあると思ふんですが、気づかせる方法として、だから破綻制度というのは、そのまま進まないと思ふ

んですね。

むしろ、財政再建の一例を挙げて、どういう再建がなされたか、かつ、ストックを切り離さない形でやっているので長いこと責任を負う形になつたんだと思ふんですけども、そういうようなものが待ち受けていると思つた方が、非常に危機感が高まると思ふんです。かつ、この財政再建に該当する一つの前年度決算の赤字比率というものの設定しているパーセンテージを、もつと前の段階、もつと悪くならない段階のパーセンテージにしたのであれば、ここまでひどくなつてから重い負担をしようとかやるということも防げると思ふんです。

そういう形で、今のスキームで対応できる部分がありながら、新たに破綻という概念を持ち込むことにどうもしつくりこないなというところがあるんですね。いかがですか。

○竹中国務大臣 破綻という言葉が非常に物騒で物々しさを持っておりますので、マスコミがかなりおもしろがつてその言葉だけを追いかけているという面は確かにあると思います。

現実的に我々議論をしていきますから、最終的に出てくる姿というのが、今の再建制度と私はかなりオーバーラップする部分は当然出てくると思ふんです。その意味では、今のものと全く百八十度違うところにあるような制度を目指しているというふうには私は考えておりません。

ただ、幾つかの点で、やはり新しい概念を入れていかなければいけないのではないかなと思つているんです。

そのうちのひとつが、今の部分にはストックの部分がないうえと、先ほど言つた一つの大きな点なんだと思います。それで、もう少し明示的に市場も活用した予防の、ウオーニングのシステムがある方がいいよねということだと思ひます。

ストックの話が入ってきますと何が起るかと言いますと、これは今度、貸し手の側の責任というのが出てくるわけですね。そうすると、貸し手

からのウオーニングというのが、つまり、まさに市場からのウオーニングというのが入るわけですから、これはやはり、今までのものよりも少し踏み込んだものになる可能性はあると思います。

でも、それも制度設計いかんでありますので、結果的には、重ねて言いますけれども、今の呼び方が、これはむしろマスコミが呼び方をちよつと違えているという面が私はあると思うんですけれども、制度とオーバーラップする面もあると思いますが、しかし、やはりこれまで必ずしも十分議論されていないことについては、ストックの面等々、私はタブーを設けないでしっかりと専門家に議論をしていただこうと思っております。

○寺田(学)委員 この新しいスキームを破綻と呼ぶかどうかに関して言うと、それはマスコミが勝手に呼んでいるんでしょうけれども、大臣が先ほど言われたとおり、いや、余り財政状態が悪いとこうなっちゃうんですよ、いわゆるセンセーショナルな言葉で破綻になるんですよということを言った方が、目的としての、住民にある種、怖さという言い方をするとちよつと語弊がありますけれども、住民に対して、監視の目を高くするには一役買っていると思うんですね。そういう意味で、余り激しく抗議とかされていないんだと思うんです。

そもそも、住民に責任を持たせるかどうか。持たせるとしたら、ではどれぐらいの責任を持たせるか。そして、その責任の度合いがある程度あるときに、それに対応する住民にとっての自由があるか。裏表の表の部分になると思いますが、その自由という部分に関して言うと、まさしく住民の監視の目という普通のものがありながら、どのような行政を行っていくのかという、選挙においては自由というのか、よりちゃんとした情報を受け取る整備というのが必要だと思っております。

ここは総務委員会なので、ちよつと公選法に関しては明確には触れませんが、そういう意味でいうと、今、地方においてはマニフェストが配れない、いわばそういうような形になっているわけ

ですよ。これは議員立法で片づけなさいというのが今までの御答弁の流れだと思っておりますが、やはり住民に対してそれなりの責任をとってもらおうというのであれば、その責任に対応する、自分自身としての自由意思が働く環境がなければいけないと思っております。

そういう意味で、僕は、この破綻法制等々ということに関して言うと、ちゃんと住民が、行政がどのようなものを行っていくのかということに対して健全な意思決定に加われる環境を整える、いわば選挙の法の整備というものが私は大事だと思っております。

そういうことに関しても御発想があるかどうか、御所見を伺えればと思います。

○竹中国務大臣 選挙の制度について、明示的に私は考えているわけではございませんが、これは改革の常として、一つコアの部分が変わったら、玉突きのようにいろいろなところにそれが波及をいたします。むしろ改革の必要性というのは、そういうことで全体としてのシステムを変えていくということになるわけでございますから、今委員おっしゃったように、確かに住民がもしも新たな責任を持たされるのであるならば、そのための情報開示が十分かということは問われなければならぬし、それを乗り越えていくための何らかの自由度を持つていくかということは問われなければいけない。そういう範囲で幅広く社会的な議論が進んでいくということは私は必要になってくるんだと思います。

同時に、地方の債券を引き受けている、地方債を引き受けている側、格付を行っている側でも、今のままの格付体制でよいのかとか、私は、もういろいろな議論が出てくると思います。この問題は、この問題として、一つの姿が出てきた段階で、どのように波及していくのかということは、正面から受けとめて議論を各方面でしていただく必要があると思っております。

○寺田(学)委員 単刀直入にお伺いしますけれども、今の地方の選挙制度及び選挙環境というものが

が十分であると考えられるでしょうか、考えられていないでしょうか。いかがでしょうか。

○竹中国務大臣 これはもう先ほど委員が言ってくださったんですけれども、地方選挙のあり方、選挙運動の方法等については、国会における審議、各党間の議論の積み重ねの中で今日のようになつてきていると思っております。

現状についてはもう言うまでもなく委員は御存じでございますけれども、地方選挙において配布可能な文書図画等々は通常はがきに限定されているわけでございます。どのような配布を認めるかについては、選挙運動のあり方にかかわる問題でありますので、これはどういう問題があるかということが明らかになつてくれば、その段階で各党各会派において十分御議論をいただく必要が出てくるかと思っております。

私の範囲では申し上げることは限られているのでございますが、現状に関しては、今申し上げましたように、地方選挙においてははがき等々に限られているというふうに認識をしております。

○寺田(学)委員 大臣も大学の教授から参議院議員になられて、かつ自民党に入られているので、ある種、もう各党及び各議員の先生方の中の一員であると思っております。一個人としてどう思うかということをお聞くと、予算委員会の大島委員長とかを見ていると、大臣に対してそんな質問は無理ですということと断られることもあったのでお伺いしませんが、まさしく選挙制度ということに関してやはり関心を払っていただいて、破綻法制をする上でのいうか、破綻のスキーム及び再生のスキームを考える上で、住民にどのような責任を持たせるかと考えるときにはしっかりと隣に置いて御検討をいただきたいということ強く申し上げたいと思います。

そしてまた、自治体運営をしていく上で、市場の監視というか、市場の原理をどのように組み込むのか、はたまた組み込まないのかということに関しても、これが成案として出てきたときにはしっかりと議論しなきゃいけないと思っております。

が、やはりそういう、まさしく冒頭でお話し申し上げた哲学、自治体運営というものはどういふものであるからこそこういふようなスキームを入れていいんだということは、やはり骨太に議論させていただきたいなと思っております。そういうところであるいろいろお話をさせていただければと思います。

ちよつと時間も限られているんですが、三位一体に関しても少しだけ質問させていただきたいと思っております。

どんな国の役割を減らしていきましようということは分権の流れだと思っております。分権をして権限を渡して財源も渡すということになれば、今まで国のお役人の方々がやられていた仕事が減る、イコール人も必要なくなるということには自然の摂理だと思っております。そのときに、結局、分権を今御想像されている中で進めていけば、どれぐらいの人数が、正確には言えないでしょうけれども、どれぐらいの規模が人員として必要なくなるのかということ。

それと、今、行革推進ということで自民党さんはやられていますけれども、何年間で何%という数字を出していますけれども、その分権をどれぐらい進めればどれぐらい減るであろうということと行革の方で何年間で何%ということの数字というものはちゃんとリンクしているんでしょうか。

それとともに、減ることは事実なので、中央官庁の方々、お役人さんの人が減ったときに、それは生首を切る形なのか、補充しないという形なのか、いや、それは地方に対して再配置するのかな。どのようなお考え、どのような対応というものを考えられているのか、御答弁いただければと思います。

○竹中国務大臣 大きな質問が三つあったかと思うんです。

まず、地方分権後、国の職員がどのぐらい減るかという第一の点でございますけれども、現時点で分権の将来像が必ずしも明らかになつていないわけでありまして。国の職員のうちどのぐらい

不要になるかという点に就いて試算した例はないと思います。

ただ、定性的に言えば、どの事務、権限を地方に渡すかということにもよるわけですが、大きく、国家公務員のうち、行政機関には約三十三万人いるわけですが、このうち、例えば本省のうち、補助金配分にかかわる職員、公共事業などにかかわる職員、こういう職員というのは仕事そのものがなくなるということになるんだと思います。そして、地方の出先機関のうち、国が本来果たすべき役割に係る事務を除く機関の職員というものが、移譲とともに仕事がなくなるといいますか、その分の仕事が減るといふことだと思います。

それとの関連で二番目に質問がありましたのは、定員削減とリンクをしているのかということなんですが、定員は、五年で五％の純減、そのうち三・五％分を重点事項とするということに決めているわけですが、十二月に決定しました行革の重要方針の中で、地方向け補助金配分業務の整理、地方への権限移譲により業務を大幅に削減する、そして、地方支分部局の行う業務について、地方でできることは地方にの観点から抜本的な見直しを行うということにしておりますので、分権の方向には合致しているわけです。

ただし、これは公務員の削減方針、公務員の人員費を削減するという観点からのものであり、分権像を描いて公務員削減をしているという点ではないというふうに御認識をいただきたいと思います。

最後に、仕事が減る場合のその後の仕事のイメージ、職員配置等々のイメージですが、具体的な検討はこれからでありますけれども、一つのイメージとしては、引き続き行わなければならない業務、例えば公共事業などに従事している職員は、業務量を精査した上、国から地方団体への移籍を考えるのかどうか、不要になる事務に従事している職員、例えば補助金配分業務などについては、国の中で配置転換をするのか、そう

いうことを考えていかなければいけないと思っております。

○寺田(学)委員 もう時間になりましたけれども、最後の、減少したお役人さんをどうするかというところをお役人さんが書かれた答弁を見ながら言うと、非常に政治主導的なイメージがありまので、そういう部分は御自身でお話しされた方がいいと思います。

ありがとうございます。終わります。

○中谷委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時開議

○中谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。福田良彦君。

○福田(良)委員 自民党山口二区の福田良彦でございます。総務委員会におきまして質問の機会を与えられましたことを大変光栄に思っております。

私は、代議士秘書、市議員、県議員と、十三年間地方政治の中でいみじくも活動してまいりました。維新の気概を持って是非々々取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、三位一体の改革についてお尋ねいたします。

今回の三位一体の改革によりまして、国から地方へ三兆円の税源移譲がいよいよ実現いたしますことは、地方分権の推進に極めて大きな意義を有するものであり、高く評価するところであります。しかしながら一方で、地方には、補助金が削減され税が移譲されるといいますが、都市部にばかり税源が集中してしまうのではないかと懸念の声も強いわけであり、

平成十八年度地方財政計画における地方税収の見込みを見ましても、都道府県税が九・一％の

増、市町村税が二・二％の増、地方全体では四・七％の増となっておりますが、その増収の要因の主なもの、法人事業税を初めとします法人関係の税であります。

我が国の経済情勢は、全体としては回復してきているということですが、地域によっては景況感がまだ模索であると思っております。大企業の立地する都市部の税収だけが伸び、地方の税収は落ち込んだままになるのではないかと、そのように危惧しておるわけであり、

そこで、お尋ねいたします。今後、都市と地方の間で地方税収の格差がさらに拡大するのではないかと私は懸念いたしますが、税収格差の是正に向けてどう取り組んでいかれますのか、大臣の御所見をお伺いいたします。

○竹中国務大臣 都市と地方の格差の問題に関しては、税収の御質問でございますけれども、当面、経済活動、いわゆる景気そのものについて非常に幅広く注意を払って見ていかなければいけない問題であると思っております。

地方税に關して申し上げますと、税目とか課税対象によって、それから仕組みが違っておりますので、偏在性も当然違うということになります。例えば地方法人課税、つまり法人住民税、法人事業税につきましても、これは、法人の立地状況や法人所得の状況が地域によって異なる、また法人所得そのものも振れが大きいということもありますので、偏在性がどうしても大きくなるということがあります。

他方で、地方消費税が典型でありますけれども、地方消費税のような税目については、消費全般に広く課税する税でありますので、これは、税収の偏在性、特に一人当たりで見れば偏在性というものは小さくなるというふうに思います。

地方がその特性に応じて発展していくために、地方税中心の歳入体系を構築していくことは必要だ、これは午前中も申し上げさせていただきましたけれども、その際、地域間の税収の偏在度が小さい税目を目指すというのは、これは我々

としても当然そういう観点が必要だというふうに思っています。

このため、今回の税制改正におきましても、個人住民税の一〇％比例税率化を行うことによりまして、税収の偏在度の是正を図っております。さらに、平成十七年度税制改正におけます法人事業税の分割基準の見直しも、これは事業所の数等を考慮するというものでありますけれども、結果として都道府県間の税収の偏在性の緩和に資するものというふうに考えています。

今後、国と地方の役割分担をさらに見直していきます。その中で、税源配分そのものの見直しも視野に入れた検討を進めたい、私たちはぜひそうしたいと思っております、その中においても、税収の偏在性の問題について十分と配慮をして検討していきたいと思っております。

○福田(良)委員 今、各自治体が議会に提案しております十八年度の予算の状況が徐々に判明してきております。

例を挙げますと、東京都では、地方税収が、十七年度の四兆二千五百億円から十八年度は四兆五千億円に、五・九％、約二千五百億円増加しております。歳出は六・二兆円、五・四％、約三千億円の増となり、五年ぶりに六兆円台に乗ったというところで聞いております。

一方、私の地元であります山口県では、地方税収が百三十億円増加しているものの、地方交付税が百四十億円減少する見込みとなっており、また、歳出は七千三百五十五億円、前年度比マインスの二％、六年連続のマインス予算となっております。ピークでありました平成二十二年の八千四百六十六億円から、一十億円以上もマインスとなっているわけであり、

今のは一例であります、このように、私の山口県を初め多くの地方の自治体では、たとえ税収がふえても、交付税が減少しているため全く財政は好転していない。毎年、マインス予算を編成し、ぎりぎりの財政運営をしているのが実際の状況であります。

現在、地方六団体のうち全国の都道府県議会、市長会の会長であります、私の古巣の山口県議会、島田明議長からも、交付税は地方の生命線であり、十九年度以降も理不尽な交付税削減は絶対に許してはならないとの強い要請もいただいております。

交付税は、十八年度は約一兆円減少しているといえ、十六年の三位一体に関する政府・与党合意に基づき、一般財源の総額は前年度並みに確保していただいております。しかし、政府は、十九年度以降につきましては何の約束もしているわけではございません。その上、諮問会議におきましては、交付税削減が公然と議題に上がっているとも聞いているわけがあります。

地方は、何の約束もない平成十九年度以降の地方交付税の総額については、大幅に削減されるのではないかと懸念を持っているわけであり、地方の立場に立つて、安定的な財政運営に必要な交付税の総額確保に努めるべきと私は考えますが、大臣の御見解をお尋ねいたします。

○竹中国務大臣 大変地方の財政が厳しい中で、平成十九年度以降の交付税についてどのように見るのかというお尋ねでございます。

今、議長の御発言で、理不尽な削減は困るというの、理不尽なことになっては当然いけないわけでございます。三位一体の改革の中で、これは交付税、そして臨財債を含めて五・一兆円の抑制を行った。その一方で、これは三位一体の改革の政府・与党合意、そして累次の基本方針の中で、平成十七年度及び十八年度は地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、交付税などの一般財源総額を確保するというのをうたって、そのように努めたところでございます。

そこで、今後の取り組みなんでありまされども、引き続き厳しい財政状況のもとで、二〇一〇年代初頭の基礎的財政収支の黒字化、これはやはり次の世代のために、国と地方が力を合わせて、歩調を合わせてやらなきゃいけない。そのための歳出歳入一体改革は進めなければいけないと思っ

ております。その中で、総務省としては、この議論、歳入歳入一体改革の議論と整合を図りながら、中期地方財政ビジョンの策定に取り組んでいきたいというふうに思っております。

地方交付税、今、経済財政諮問会議での余りに単純化された議論についての御批判がありました。私もそういう立場で常に一生懸命、そうではないと批判しております。交付税を単体で議論するのではなくて、国と地方の役割分担、国の関与の縮小、それを踏まえた地方の財政、税制全体のあり方の中で議論していきたいということで、地方分権二十一世紀ビジョン懇談会も設置しているところでありまして、初めに交付税総額の削減ありきというものに絶対してはいけません。

そういう中で、歳入歳入一体改革と歩調を合わせて、中期地方財政ビジョンの中でしっかりとした姿を示していきたいと思っております。

○福田(良)委員 大臣の言葉を聞きまして、若干また明るい兆しが見えてきたのではないかとこのように思っております。

三位一体改革の中でも一つ、これは大事な改革の一つの柱であります。今回、三位一体改革で、四兆円を大幅に上回る補助金改革が実施されました。この中には、八千億円の交付金化の改革が含まれております。この交付金化は、従来の補助金よりも地方の使い勝手をよくし、地方の自由度を増す改革であるとされております。私も、これまでの補助金よりは、一歩も二歩も前進であると受けとめておりますが、地方団体からは、手続の複雑さや地方の自由度の拡大といった点では補助金とはほとんど変わらないと、大変耳の痛い話も聞かされてくるのであります。

私は常に思うわけでありまして、さまざまな町づくりの計画が、事業を行っても、実際にふたをあけてみると、どの地域の町並みもまさに金太郎あめのような同じ風景であつたりすることが多いわけでありまして、これからはまさに地方の時代であり、国のメニユーに沿った金太郎あめ

のような町並みをつくっていくのではなく、地方が独自に考えた町づくりに国がどのように支援できるのか、その仕組みを充実することが望ましいと思うのであります。そのためには、交付金化にとどまらず、大まかな目標のみを定め、具体的ないし道などは地方の裁量に任せる、いわゆる総合補助金としていくべきではないかと考えているわけでありまして。

そこで、大臣の御所見をお伺いいたします。

○竹中国務大臣 三位一体の改革に関連して、平成十八年度までに金額にしまして七千九百四十三億円の交付金化の改革が行われるということになっております。これについては、今委員も御紹介していただきましたように、これは交付金化だけではやはり満足できない、自由度は高まっているのではないかと、そういう御批判があるということも十分に承知をしております。

ただ一方で、やはりこれは、極力客観的なチェック項目に基づいて事業計画全体の評価を行って、個々の事業ごとの事前審査を要しないこと、従来の補助メニュー以外で地方が提案する事業を対象とすることができると、これまでの補助制度に比べて使い勝手が少しでもよくなるようにというふうな工夫はしたつもりでございます。そして、補助金改革という観点からは一つの前進であるかというふうに思います。

しかし、今後さらに分権改革を推進する必要があると思います。この点では、今の福田委員からの御提案もございましたけれども、やはり地方の意見に耳を真摯に傾けて、関係各省庁にも適切な対応を求めて、さらに地方の自由度が高まるような取り組み、そのためにはどのようにしていったらいいかということ、我々としても常に考えて対応していきたいと思っております。

○福田(良)委員 先ほども申しましたが、多くの自治体では十八年度も予算編成に大変苦労している、そういうような声を同僚の先輩議員、また先輩、後輩、いろいろな方から聞くことがよくあります。それは、交付税が削減されていることも一

つではありましようが、昨今の災害の対応が大変である、これも一つの要因であると地方の方からも聞いております。

実は、大雪の被害だけではなく、例えば、昨年九月、西日本を中心に大きな被害をもたらした台風十四号では、死者が二十六人、住家被害も約三万棟近くに上ったのはまだ記憶に新しいところでありまして。ともすれば、災害は過ぎ去つてしまえば忘れてしまいがちになりますが、被害に遭った地域は今もなおそういった災害復旧などの対応に追われているのであります。

幸いにも、台風十四号なども激甚の指定がなされ、河川等公共施設の補助率のかき上げがなされているとは聞いておりますが、総務省におきましては、大雪対策はもちろんであります、台風十四号等、その他の災害にもしっかりと目配りをして財政支援措置を講じるべきと考えますが、御見解をお尋ねいたします。

○竹中国務大臣 御指摘のように、今、豪雪の対応で我々も一生懸命対応させていただいておりますが、豪雪だけではなく、委員御紹介がありましたように、昨年の九月の台風十四号、やはり大変大きな被害をもたらしました。そしてまた、その前の年は、台風が日本にたしか二十とか物すごい数やってきて、特に四国では、そのうちの半分が上陸したというふうな県があつた。そういう意味で、そういう場合の対応というのは極めて重要だと思ひます。

御指摘のあった台風十四号、これも含めてですけれども、自然災害によつて甚大な被害を受けた地方公共団体におきましては災害復旧等に多額の財政需要が生じるというのは、これはもう現実なそういうことが起きています、起きてきたと思ひます。

総務省としましては、被災の地方公共団体から実情をよくお聞きしまして、地方交付税や地方債による地方財政措置を講じまして、その財政運営に支障が生じることのないように適切に対処することとされているところでございます。情報収集も

怠りなく、また地方の声もよく聞きながら、我々としては、総務省のできる範囲で精いっぱい適切な対応を行いたいと思っています。

○福田(良)委員 災害は忘れたころにやってくるという言葉がありますが、近年では、まさに災害は忘れる間もなくやってくると言った方がいいかもしれません。国民の安心、安全のために適切な対応を今後ともよろしくお願いしたいと思っています。

次に、市町村合併について伺いをいたします。私が居を構えております山口県岩国市では、来月の三月二十日に八つの市町村が合併をいたしまして、新岩国市が誕生することになっております。全国の合併新市におきましても、その一体化を図り、新たな町づくりを進めていくために、それぞれの地域でさまざまな取り組みを進めなければならないわけであります。

しかしながら、一方で、極めて厳しい財政状況のもと、財政再建も進めなければなりませんし、急速に進む地方行政の流れを踏まえ、合併を決めた時点以上の努力が必要になったり、全く先が見えない中での合併となっている例もあるやに聞いております。

合併はよく結婚に例えられます。スタートは恋愛であつたりお見合いであつたりするわけでありますが、その後、さまざまな過程を経て結婚や婚約にそれぞれがたどり着いたわけであります。しかしながら、新婚早々、お互いの借金の返済に追われたり、自由に使えるお小遣いも少なくなったりと、ビジョンの実現にはほど遠い、理想と現実にぶつかっているということはよく聞く話でございます。

そういった例も挙げながら、不安の中で新たな生活を始める新婚カップルともいうべき合併市町村に対しまして、どのような展望を持ち町づくりを進めていけばよいのか、大臣の方から激励の言葉をいただけたらと思っております。

○竹中国務大臣 結婚に対するコメントは控えさ

せていただきたいと思いますが、市町村合併、これは本当に言うまでもなく、しっかりとした地元への行政サービスを行うためには、ある程度の規模のやはり財政的基盤が必要になってくるという現実がございます。そういう中で、そうすることによって住民サービスを持続可能にしていかなければいけない、そのためには重要なことであると思っています。

これを機に、市町村合併の市町村は、首長さんや議員などの特別職の減少でありますとか、組織の簡素合理化などによります一般職員の削減等、まずは定員管理、給与の適正化、公共施設の効率的配置、そうすることによって経常経費を削減する等、行政改革を推進してその行政基盤を強化していく、そのためにやるわけでありますので、そういう、今申し上げたような御苦労が伴ってくるということだと思います。

しかし、そうすることによって強化された行政政基盤のもとで、住民満足度を高めるように住民サービスを提供していく。国、地方を通じた行政改革の必要性を踏まえまして、合併による経営規模拡大の、いい意味でのスケールメリットを発揮していただきたい。

本日に、合併をしておられる、その当事者の皆さんがいろいろな御苦労をしておられるということとを私も耳にしております。今ここに、手元に新岩国市の地図、私きよう持つてきておりますけれども、それぞれのお立場で大変御苦労が多いというふうに思いますが、ぜひ合併の必要性とか重要性を踏まえていただいて、住民と力を合わせて頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

○福田(良)委員 合併市町村の支援策の一つとしてしまして、合併特例債があるわけでありまして、地方におきましては、合併地域の一体性を考えたときに、住民のニーズが高く、特に急がれるのは、市町村間のアクセス道路の整備であります。しかしながら、その多くは国道や県道であつたりもします。国道、県道を市町村が整備す

るわけにもいかないことはわかりますが、せっかくの支援策も、本当に住民が必要な行政サービスを支援するものでなければなりません。そうしなければ効果が半減してしまうのではないかとこのように私は考えます。

合併特例債につきましては、できる限り要件を緩和し、住民ニーズに沿った整備を可能にするべきではないかと考えます。また、県道など都道府県の整備すべき分野につきましても、合併市町村に重点化すべきではないかと私は考えますが、御見解をお尋ねいたします。

○荒木政府参考人 合併市町村の一体化を促進いたします上で、道路整備は大変重要であると認識をいたしております。

合併特例債は、市町村建設計画に基づきまして、合併市町村みずからが実施いたします道路の整備の事業あるいは公共的施設の整備事業などについて活用できるものでございます。都道府県が行います事業はこの対象とならないわけでございますが、合併市町村の一体化を促進するために、都道府県が整備する旧市町村間を結ぶ国道や都道府県道の整備につきましましては、合併推進債という起債がございまして、これは充当率九〇%、交付税率が五〇%の起債でございますが、この対象として支援を行っているところでございます。

また、政府の市町村合併支援プランにおきましても、市町村合併支援道路整備事業につきましましては、国庫補助事業の優先採択あるいは重点投資を行うこととしていくところでございます。

○福田(良)委員 先ほどの交付金化と同じように、やはり自由な裁量で使えるような仕組みを今後とも検討していただきたいと思います。

次に、道路特定財源について伺いをいたします。

先ほども述べましたが、道路整備に対する住民のニーズは極めて高いものがあります。しかしながら、最近の緊縮財政の中では、道路整備に充てる財源が多くの都道府県、市町村では不足している

のが現状の状況であります。確かに、国では、道路予算を削減したことによりまして、道路特定財源に余剰が発生していると言われております。先般の施政方針演説におきましても、道路特定財源については、現行の税率を維持しつつ、一般財源化を前提に見直しを行うところであると考えております。

しかしながら、地方自治体では、公共事業を縮小している中ではありましても、道路整備に対するニーズは高く、しかしながら、財源が足りていないという現状にあります。道路特定財源をめぐるとは状況は国と地方では違うということに注意する必要がありますかと思はれます。今後とも地方の道路財源の確保が必要と考えますが、総務大臣の御見解をお伺いいたします。

○竹中国務大臣 今委員が御指摘されましたけれども、国の道路特定財源、これは平成十九年度には歳出を大幅に上回る見込みでございます。一方で地方においては、道路整備費用に占める地方の道路特定財源収入の割合は低い状況にあると認識をしております。また、地方は現実には道路整備に対する需要があります。地方は地方道路特定財源の拡充を要望しているということも存じ上げております。

しかしながら、財政制度全般としてやはり考えますときには、特定財源制度というのは、受益と負担の関係を明確にできるというメリットはあるわけですが、どうしても資源配分の硬直化をもたらすおそれがある。そういう認識の中で、財政制度全般は改革していかなければいけないというところに我々も置かれていると思っております。

昨年十二月に政府・与党で取りまとめた道路特定財源の見直しに関する基本方針におきましては、「特定財源制度については、一般財源化を図ることを前提とし、来年の歳入・歳入一体改革の議論の中で、納税者に対して十分な説明を行い、その理解を得つつ、具体案を得る。」という観点からされたと考えております。

今ここで、二〇〇一年の時点で、二〇〇六年度まではこういうやり方を続けましょう、二〇〇六年度中に二〇〇七年度以降そういうキャップでい

けるかどうかを判断しましょう、必要であるならば国民の負担も考えましょう、そういうシナリオを五年前からずっと描いて、それで、今まさに、二〇〇七年度以降どうするかということを考える大変重要な局面に来ている。それが、何度も申し上げている歳入歳入一体改革なわけでございます。

その歳入歳入一体改革にあわせて、総務省としては、この議論と整合をとりながら、中期地方財政ビジョンを策定することというふうにしております。まさに歳入歳入一体改革がすごく重要で、この中期財政ビジョンのつくり方が大変重要で、その中で、全体としての整合をとりながら、一般財源をいかに確保していくのか、地方にもこういうふうな歳入スリム化に頑張ってもらいたい、国にもこのようにスリム化をしてもらいたい、結果的に地方の一般財源がどのようになっているのか、必要な税源の配分をどのように見直すのかというのを、本当に集中してやる重要な局面に来ていると思っております。

その中で、委員の皆さん方の御意見も十分に拝聴しながら、ぜひ結論を出していきたい。歳入歳入一体改革の議論を進める、そして、それと整合的な中期地方財政ビジョンを策定していきたいというふうな考えております。

○達坂委員 今現在、来年度以降のことを考えているんだということでございますけれども、それは私も理解をいたしますが、実はきょう、全国の町村の職員が東京に集まりまして、今の町村の相当厳しい状況というものをみんなで確認したい、そして、これを何とかしてほしいということで、先ほど、お昼、この国会の前もデモをしておりました。私、たまたまこちらの委員会に来る途中、そこにも寄らせていただいたところ、歩いているデモ隊の中から、もう予算が組めないぞ、頼むぞという声がやはり相当聞こえてくるわけでありまして、したがって、この一般財源の確保ということとは極めて重要な課題だと思っておりますので、ぜひとも一緒に考えていければというふうに

思いますので、よろしくお願いいたします。

さてそこで、今のお話にございました中期地方財政ビジョンですか、これは極めて重要な考え方が盛り込まれている。この中期財政ビジョンの中に、予見可能性という言葉がまぐら言葉で常についているわけですが、今までの自治体予算は、残念ながら予見可能性が全然持てなかったわけでありまして。せっかく計画的な地方行政の運営をしようと思つて総合計画などをつくつても、来年度の予算がどうなるかということが必ずしも早い時期からわからない。来年度すらわからないわけですから、二年、三年先を予見することは必ずしも簡単ではなかったわけでありまして。

その意味で、私は、予見可能性をちゃんと持つような中期財政ビジョンをつくるということについては強く賛同いたしておるわけですが、この策定のスケジュール、日程でありますとか、現在お考えになっている内容でありますとか、それらについてももし公表できるものがあれば、よろしくお願いいたします。

○竹中国務大臣 中期地方財政ビジョンの意義について御理解、御賛同いただきまして、本当にありがとうございます。

去年まで経済財政政策担当大臣をさせていた、いたときに、諮問会議で、実は、財政当局はこういう形に対してやはり、財務省ですけれども、必ずしも積極的ではなかったように思います。それは、しっかりと予算を減らせたいことは先方はおっしゃるわけですが、こういう中期的なものを示すという将来にわたる予算を保障したことになるというようにないが、多分予算当局にはあるのだと思います。これは決して予算を保障するものではないと思いますが、しかし、やはり財政運営をするに当たって、国だってビジョンを持つてやるわけですから、地方もビジョンを持つてやるようにしなければいけない。

そのためには、この中期地方財政ビジョンを予見可能性を持つために我々がつくるのは不可欠である、政府がつくるのは不可欠であろうというこ

とで、諮問会議の担当大臣としてその方向で調整をさせていただきました。そうしたら、思いがけず自分がつくる役割に今度なつてしまったわけでございますが、改めてこれは大変重要であると認識をしております。

先ほど歳入歳入一体改革と歩調を合わせて進めるというふうに申し上げましたけれども、これは骨太等々で、歳入歳入一体改革については十八年度中に結論を得るというふうにしております。そして、このビジョンそのものについては、いつつくるといつこの明示はしてございせんが、やはりこの歳入歳入一体改革と整合的に議論をしてビジョンをつくるということを重ね合わせますと、このビジョンにつきましても十八年度中にやはりお示しをしなければいけないのじゃないかなというふうな考えているところでございます。ぜひその方向で努力をしたいと思っております。

○達坂委員 内容についてはいかがでしょうか。

○竹中国務大臣 実は、一方で、そもそも論とい

しております。これはこれで大変重要な問題だと思っております。これはこれで中期財政ビジョンというのを例えば今の枠組みでつくるというのは、一つのやり方なんだと思います。これはそういう形で準備をしなければいけないと思うんですが、一方で、国と地方のあり方のそもそもの変えていくというふうな議論がもし明示的に入ってきたら、これはこの中期財政ビジョンの中にも入らなければいけないということになります。実はそこが正直言いましてなかなか難しいなと私も今の時点では考えているところでございます。

もつとも、中期的なビジョンといひましても、十年というふうなビジョンではもちろんありませんから、そんなに長いビジョンではございせんから、現状に近いシステムの中で現実にはつくることになるのかなというふうに思っておりますけれども、その中身ということになりますと、午前中も申し上げましたけれども、この四年間、やはり国も歳入をスリム化しましたけれども、それを

はるかに上回つて地方が歳入をスリム化してきました、この過去の実績を明らかにした上で、じゃ、改めて国と地方がどのような分担を行うのかということとぜひオープンに議論をしていただく必要があると思ひます。その中で全体の姿というのをぜひ決めていきたい。

そのためには、午前中もお話ありましたけれども、国と地方全体のプライマリーバランス改善がどのような役割分担で進んできたのかということに対して、我々ももっと積極的にやはり情報発信をしなければいけないと思っております。そのための準備も今しておりますので、そういう中で中身についても御議論を賜りたいと思っております。

○達坂委員 視点をええまして、交付税でございますけれども、昨今、交付税の中に行政改革への誘引になるような要素を盛り込むべきだという声があるところであるわけでありまして、現実、交付税の中に行政改革を誘引するような要素も昨年あたりから盛り込まれつつあるわけでありまして。

しかし、大臣がよくおっしゃるように、地方分権ということを考えてみますと、それは責任と裁量なわけでありまして、一つは、そういう観点からいいますと、失敗する自由、うまくやる自由というの、それは自治体が判断すべきではないか。それは、行政改革をあえて誘引させるというようなことを交付税に盛り込むことは、実は交付税本来の趣旨に反するのではないかと。

すなわち、使途を余り決めない、しかし、その範囲の中で、外形標準的な行政需要についてはこのお金でやるんだ、それをどううまく使うかわからないかは、実はその地域自治体の裁量なのではないか。そのことによって、もし時の首長が失敗すれば、それは選挙で厳しい洗礼を受けるわけだし、その範囲の中で非常によいことができれば、それは住民から称賛を得ることになるんだと思ひます。

行政改革への、いわゆるインセンティブという

言い方をしているようですが、そこまで交付税に盛り込むというのはいかがなものかというふうに感ずるんですが、どうでしょうか。

○竹中国務大臣 今の逢坂委員の御指摘は、実は大変深い御指摘だと私は思います。というのは、今の交付税の基本的な性格というのは非常にいろいろなものが入り込められたものになっているわけですね。必要な財源を保障するというのだったら、インセンティブも何もないわけですね。財源保障したらそれでいいということになる。

財政調整は調整でいいわけですが、実際には、いろいろな形で財源の不足を結果的に保障するというシステムになっているからこそ、地方行革をするというインセンティブが働かないのではないか。むしろ、頑張った方がよかったらその交付税を減らされるというディスインセンティブになっているのではないかと。その御指摘はその御指摘で実は大変正しいわけなんです。

一番よいのは、一番よいと言っているのかどうか知りませんが、逢坂委員の御指摘のように、一つの徹底した考え方は、むしろ、交付税のようなものは無色透明のようなものがよくて、非常にきちっと割り当てられて、後は自分の責任でやりなさい、その責任は市場からの厳しい声と住民からの厳しい声でインセンティブを問われて、それで、おっしゃったように、その結果が悪い結果になったら自分たちで責任を負いなさい、これは徹底した一つのお考えなのだとこのように思います。

ただ、今の交付税というのはそういう形にはなっていないわけですね。そうすると、今の交付税の中で考えるとすれば、一方で、実は、私は総務大臣になって、改めて総務大臣の権限は何ですかというふうに聞いたわけですが、地方に對しては、総務大臣というのは、言ってみれば助言という権限しかないわけですね。そうすると、地方に對して、結局は交付税を通して少しでも行革をやっていたら、やっていたらいいというふうにやらざるを得ないという面もあるというふう

思ったわけですね。その意味では、この中にインセンティブというふうなものを入れて、当面考えていこうと。

しかし、より長期的な問題としては、逢坂委員がおっしゃったような交付税のあり方、もっと無色透明なものというのは、考え方としてはこれは十分あり得るものだと思いますので、その議論はその議論で、その懇談会でぜひ委員が、委員の中にもいろいろな考えがあるわけですが、委員の中にも進めていただければよい御議論であらうというふうに進めておられます。

○逢坂委員 交付税に関しては、私もこの自治の世界に身を投じるようになりましてから二十年以上になりましたけれども、随分と変質してきたというのも事実でございますので、あるべき交付税の姿を念頭に置きながら現状をどう変えていくかという議論をこれからも一生懸命やりたいと思っております。

次に、どの委員の口からも出てまいります二十一世紀ビジョン懇談会、竹中大臣の私的諮問機関と言われているものであります、これについてお尋ねをいたします。

まずこの人選でございますが、まず人選はだれが行ったかということ、実は、世間のいろいろな評判を聞いておられますと、地方財政だとか地方行政に厳しい意見を持っている人ばかり集まっているんじゃないかというふうな、そんな評価もあるようでございますけれども、いわゆる大臣の言葉で言うビッグピクチャーを描くにこの人選というのにはふさわしい人材だったかどうか、お考えをお聞かせください。

○竹中国務大臣 ビジョン懇談会のメンバーでございますけれども、これは総務大臣の私的な諮問機関でございます。そうしたことを踏まえて、大臣である私がメンバーの人選をさせていただきました。

メンバーについて、地方に厳しいというふうな御指摘がある、そういう声があるということは私も耳にしております。ただ、私は決してそうでは

ないというふうに思っています。先ほど言いましたように、何か地方の置かれている特殊事情から出発してその議論をするというのではなくて、まさに国はかくあるべし、地方はかくあるべしというふうな大きな議論をぜひしていただきたいというふうな思っておりますので、そういう意味で、それにふさわしい方をお願いしたいと思っています。

一方で、現実問題としてのファクトはしっかりと集めなければいけません。そういう観点から、必要なヒアリング等々は行おうと思っておりますし、地の調査もぜひ行っていたらいいと思っております。また、地方の声を真摯に耳を傾けてやる、そこは運用、運営においてしっかりと対応してまいります。

○逢坂委員 今ファクトはしっかりと集めるんだという話がありました。その中で、実は、大臣、いろいろな場面でお話されているところなんですけれども、例えば今回の三位一体改革の評価に關するところで、大臣が、公立保育所の運営費の問題で自治体自由度が高まったではないかという話をされているんですが、これは、実は地域の現場へ行きますと必ずしもそうでもないという事実がございます。したがって、二十一世紀ビジョン懇談でもファクトを集めるということをおっしゃいましたけれども、それはきちんと地域の実態を踏まえたファクトを集めなければいけないというふうな思いますので、よろしくお願いいたします。

さてそこで、国民の目線から見ると、総務省の職員というのは一体何なんだと。地方の行政財政に關するプロという集団が実は総務省の職員ではないかというふうにも思うわけでありまして、これらも、その内部での議論というのは、一体これらの問題に關してどうなっているのか。私の目から見ても、総務省の方たちは極めて能力が高い。その人たちの集団である。にもかかわらず、あえて私的懇談会を設けてというような意図、内部の議論と、あえて私的懇談会を設ける意図についてお知

らせください。

○竹中国務大臣 私自身、大臣になる前は政策研究者として仕事をしていた、そして大臣になってからも幾つかの仕事をさせていた。やはり立場を変えて見るといえるのは大変重要なことであるというふうに思います。立場を変えて、しかし、お互いの立場に固執しないで本心に議論を深めたときに初めて建設的な知恵が出てくるというふうな思っております。

一つの例として不良債権処理のときの議論も、私の一つの原体験でございますのでやはり重要だと思っておりますけれども、金融庁の皆さんも大変能力が高くて重要な仕事をしてくだされた、しかし、それでも不良債権問題というのは解決できなかった、そこで違う観点からのアイデアを民間の方にお願いしていただいて、それを引き取っていただいて、どういう法律、制度にするかということを変えて、金融庁のプロフェッショナルに考えていただいて、そして今までと変えるところは変えて、不良債権問題に關しては成果を出せたと思っております。

その意味では、今の懇談会に、その担当局長として重要なポストの課長さん全員に入っていたらいいと思っております。実は一緒に議論するというつもりでございます。そして、その中で、提出する資料そのものを、これは座長の大田先生と担当局長の間でしっかりと資料を調整していただく。こんな資料はあるはずだから出せないのか、いや、そういうことは無理なんです、なるほど、そこは無理なのか、じゃ、こういう見方はどうかとか、一回一回の会議の前に、かなりそういう建設的な議論をしてもらっています、やはりその意味ではお互いに補い合っていて、今組み合わせというのが大変重要だという御議論が世間一般としてはあります。私は、政策においてもそういうことが大変重要なのではないかとこのように思っております。

○逢坂委員 それでは、内部の有能な職員の皆さんも巻き込んで、がっちりとしたものをつくっていただきたいと思います。このビジョン懇の今

後のスケジュールと、そして、私的懇談会であり
ますから、政策にそのビジョン懇の結果をどう反
映させるのかについてお聞かせください。

○竹中国務大臣 まず、スケジュールでございま
すけれども、非常に大きな問題でありますから、
もう少し時間がほしいという思いもあるんです
が、しかし、小泉総理が九月で任期を終えるとい
うふうに言っておられるということ、そしてその
前のスケジュールとして、骨太の方針を内閣の方
針として決定するということ、そういうことも踏
まえて、半年ないしは半年弱ぐらいで結論を
出していただくかなきゃいけないという思いでこ
の議論を始めております。

具体的には、今いろいろな議論をしていただい
ておりますけれども、骨太の方針は六月ですか
ら、その前には、それが五月末になるのか六月の
最初になるのかありますけれども、何らかの意
見の収れんをしていかなければいけないと思っ
ております。

そして、その後のプロセスといいますが、私的
懇談会は懇談会、あくまで私的な懇談会ですか
ら、それを行政の政策にするには、次のプロセス
が当然必要になってまいります。この点に關して
は、この懇談会での議論というのは今後の歳出歳
入一体改革の非常に重要な部分を占めますので、
経済財政諮問会議で報告をして、そしてそこでさ
らに議論を、全体の、政府の議論として深める
というプロセスをとらなければいけないと思っ
ております。

諮問会議の中でも、この懇談会をつくったこ
と、そして地方財政に關連してこういう報告をす
るから議論してもらいたいということを既にもう
予告しておりますので、あと六月に向けて何と
かよい結論が出るように努力をしたいと思っ
ております。

○達坂委員 こうした懇談会の議論とあわせて、
国民の声を聞く、意見を聞くということも非常
に重要かと思っております。その意味で、大臣は
一つ、カウンターパートナーという言葉を使われ

かと思いますが、全国知事会などにもそういう委
員会をつくってやらねばならぬという話をして、
現に知事会にも新地方分権構想検討委員会
なるものができているようでありますけれども、
知事会とは総務大臣として定期的にお話もされ
ている、二十二日にもあつたというふう聞いてお
りますが、国民の意見でありますとか全国の自治
体の意見というものをどうこのビジョン懇に反映
させるのか、あるいはそのお考えというのはある
のかないのか、お聞かせください。

○竹中国務大臣 これは、地方自治体の御意見を
しっかりと踏まえるというのが大前提でございま
す。そのために、ちよつと先ほども申し上げま
したけれども、私自身の私的懇談会をつくること決
めた段階で、麻生知事初め皆さんに、六団体にお
いてもつくってくださいというふうに私の方からお
願いをいたしました。

実は、二日前だったでしょうか、総務大臣と六
団体との懇談会がありましたときに、先方からも
そのお話が改めて出まして、どこかもう少し話が
煮詰まった段階で、その場に両方の委員会の代表
に来ていただく方がいいのか、その前段階として
それぞれの懇談会のメンバー同士で一つ議論する
方がいいのか、メンバーは考えるにしても、どこ
かで一緒に議論する場をもう少ししたら持つ必要
がありまふすねということで見え方をしております。
これは、ぜひ建設的にそういうことを私は
していきたいと思っております。

○達坂委員 それは知事会を中心とする六団体と
いうことになるのかと思ひますが、その他、広く
国民の声といひまふすか、そういう点ではいか
がでしょうか。

○竹中国務大臣 これはまだ正式に担当部局には
言っていないんですが、こういう政策の議論をする
ときの一つの常としていひまふすか、やり方と
して、私はタウンミーティングをぜひ持たたいと
思っております。これは、正式には内閣府に私の
方から、こういう趣旨でタウンミーティングを持
ちたいので準備してくれということと言わな

いけないわけですが、もう少し全体の姿が
明らかになった段階で、これは金融についてもそ
ういうタウンミーティングをやりましたし、郵政
についてもそういうタウンミーティングをやしま
したし、それは一つの方法であらうというふう
に思っております。

また、議論の内容によつては、それにふさわ
しい周知の仕方、広報の仕方というものもある
かと思ひますので、郵政のときには地方のテレビ
局を回るテレビキャバンというのをやつたわけ
ですが、今回、そういうことにはならないと思
ひますけれども、やはりそれにふさわしい周知
のやり方というのはとらなければいけないと思
ひます。その準備は、時期が来たらしっかりと事
務方にも対応をさせたいと思っております。

○達坂委員 委員の皆様のお手元に、資料として
新聞記事を配付いたしました。これは、以前私が
仕事をしておりました北海道二セコ町などの例を
中心とする情報公開に関する記事でございます。
情報公開というのは非常に重要なものでありま
す。やはり情報が明らかに、実態がわかる
ということ、いろいろな改革、改善というもの
が進んでいく大きな原動力になるし、自分の地域
に対する、あるいは国に対する問題意識を持つこ
ともなるだろうというふうに思っているわけ
です。

そこで、当然、このビジョン懇の内容も審議も
十分に公開されるということが大事かというふう
に思ひますが、透明性を高めるといふことにつ
いて、大臣、いかがお考えでしょうか。

○竹中国務大臣 幾つかのプロセスで情報発信を
常にしていかなければいけないと思ひます。こ
う大きな議論というのは、どうしても行きつ戻
りつになりますので、そこは、決まったことと
か、自由に議論して一種のブレインストーミン
グをした段階とか、そういうことの発信はやはり非
常に注意してやらないと、逆に誤解を与えてしま
うというふうな懸念もあるんだと思っております。

そうした観点から、毎回毎回の懇談会の後は、
開催要綱もつくつておりまして、その中にも書い
ておりますけれども、通常、私が出ている場合は
私と座長で、私がいけない場合は座長が、記者に対
してブリーフィングを行ひまして、きょうはこ
ういふ議論をこういう観点からこういう目的で行
ひましたという内容を明確に申し上げるようにな
ります。また、そこで配付された資料はすべて
これを公開するというふうにしております。ま
た、速やかに懇談会の議事の様子概要を作成し
てこれを公表する。これはホームページにも掲
示をして、見ていただけるような形にしているこ
ろでございます。

これは毎回毎回のあれですが、けれども、何らかの
論点整理とか一つのまとまったものが出る場合に
は、それはそれでまた別のミーティングなりコン
ファレンス、専門家が集まつてコンファレンスす
るといふことも一つの方法かもしれませんし、先
ほど言ったタウンミーティングのようなことも必
要かもしれませんし、いろいろなメディアに働き
かけるということも含めて、しっかりとした情報
の開示をして、ぜひ議論に参加をしていただ
きたいと思っております。

○達坂委員 情報を開示していくということは非
常に大事なことで、求められてから提供する以前
に、そもそも政策判断のもとになる情報というの
は積極的に開示をしていくことが極めて大事だ
というの、私のこれまでの二十数年の経験の中
からそう強く思っているところで

したが、いまして、総務省におかれましては、こ
のビジョン懇に限らず、いろいろな分野で情報公
開というものを積極的にやつていただきたいとい
うふうに思ひますが、特に地方交付税であります
と、算定が一部不透明ではないかというような
声もあるわけですが、大臣、その点、いかがで
しょうか。それらについてもきちつと情報公開を
していただきたいと思います。

○竹中国務大臣 具体的に委員がどういふことを

ないんだ、検討すらしていないということでしょうね。

であるならば、私、後にきちんと新聞記事を出したいと思いますが、これは明らかに間違っている報道だというふうにとらえていいわけでしょうか。それとあわせて、この新聞報道に基づいて北海道内では反対運動のようなものが今起こりかけているわけですが、それらについても、それは間違った情報に基づく間違った行動だというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○塚田参考人 新聞のこれで見ますと、十九年十月までにどのぐらいの再編をするかにつきまして、昨年の十二月に、年度末に組合等に御説明した内容でございまして、今現在はそれについて検討しております。それ以外のものについて、それは十九年十月以降の話だと思っております。それについては、まだ具体的なものはやっていないということでございます。

○逢坂委員 非常に重大な発言だというふうに思うわけですが、今のお話、本当によろしいのでしょうか。よろしいですか。はい、わかりました。それでは、新聞記事の内容も含めてこれは間違っているんだという理解を、この時点では私もさせていただきますが、後に新聞記事もまた、まあ御存じかもしれませんが、お送りしたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは次に、ちょっとお聞きをしたいんですが、なかなか難しい問題がたくさんございまして、実は、自治体では消防力の強化というのは非常に重要な問題でございまして、そこに多額の一般財源も投入している。いろいろな部分は節約できるんだけれども、どうしてもこの安全、安心を守るというところの削減というのはなかなかできないわけでありまして、そういう中で、今般、消防庁の方から消防本部の広域化の方向性が打ち出されたというふうにとらえておりますが、具体的スケジュールと手順について伺いをいたします。

○板倉政府参考人 私ども消防庁におきまして、消防の広域化を推進するというところで、消防組織法の一部改正案を今通常国会に提出させていただきたいということで、現在、準備作業を進めてお

ります。

その法案の中身といたしましては、消防庁長官が消防の広域化についての基本方針というものを定める、それに基づいて各都道府県で推進計画を定める、各市町村においては、協議の上、実際の広域化に係る計画を作成していただいた上で広域化を進めるといようなことを想定しております。

スケジュールでございまして、消防庁長官が定める基本方針におきまして、当面、重点的にやはり広域化を推進する期間というのを定める必要があるだろうというふうを考えております。具体的には、法律を通していただいた前提でございまして、十八年度の前半にその基本方針を策定させていただいて、十八年度の後半から十九年度にかけて都道府県で推進計画を策定していただく、その後五年程度で広域化を実現するということを当面のスケジュールとして私どもは想定いたしております。

○逢坂委員 現在、全国で市町村合併がどんどん進んでいるわけですが、その市町村合併は合併として、ある程度進む、進まない、いろいろあるかと思いますが、それとはまた別枠で消防本部の合併が進む、広域化が進むということになって、出されたペーパーを見ますと、一応三十万人というのをある種の規模にしている、あるいは、地理的条件とかいろいろのものを配慮して地域の実態に合わせるということを言っているわけですが、この市町村合併との整合性というか、混乱は起きないでしょうか。そのあたりの見解は消防庁としてどうか、伺いたいと思います。

○板倉政府参考人 市町村合併につきましては、基礎自治体であります市町村の行財政基盤を強化する必要性から推進が図られているというふうな理解をしております。

他方で、常備消防につきましては、市町村が単独で処理するよりも、共同、広域で処理をする方が効率的、効果的である場合が多いということでありまして、これまでも、一部事務組合方式

でありますとか事務委託という方式によりまして共同ないしは広域処理を推進してまいったところがございます。現に、今回の市町村合併によりまして減少する市町村で、本年四月以降で大体千八百ぐらいになると言われておりますが、その市町村のうちで千三百程度は、共同・広域処理方式をもう現にとっているということでございます。したがって、全国の消防本部数は八百二十九ぐらいになるだろうというふうに想定をしております。

市町村合併につきましては、これまで一定の進展が見られたところでございまして、合併が一段落をしました段階の市町村の状態を考えましても、あるべき規模の消防本部を設置できない地域も多いというふうに見えておりますので、消防につきましてはより一層の広域化を推進する必要があるのではないかと考えているところでございます。

○逢坂委員 今の話を踏まえまして竹中大臣にちょっと伺いたいんですが、今、市町村合併は合併として進むと。それで、竹中大臣も、行政運営にはある程度のスケールメリットが必要なんだというお話をされているわけですが、私も、スケールメリットというのは非常に大事なものだと思っております。

しかし、今の話を聞きますと、消防本部は消防本部としてある種の地域のまとまりというものが多分効率的な運営には必要なんだろう。そういう観点から考えてみますと、実は基礎的な自治体が担う業務というのは、廃棄物なら廃棄物なりのある種の広がり、適正な広がり、あるいは医療なら医療なりの適正な広がりというんでしょ、あるいは介護のサービスを提供するにはまたその消防のサイズとは別な広がりというんでしょ、か、その適正な広がりというのは分野によっていろいろ違うのではないかと、そういうふうにも思うわけですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○竹中事務大臣 御指摘のとおり、消防以外にいろいろなものがあるんだと思います、なかなか

か今ちょっと思いつきませんが、その意味では、適正なというか最適な活動圏、エリアというのは、行政区画を越えて、またいで、関係なく存在し得るということは、これは確かにあり得るんだらうというふうに思います。

そのような問題、個々にどのように解決していったらいいのかということに関しては、別途、その都度その都度必要に応じて知恵を出していかなければいけないというふうに思いますけれども、恐らく、特に人口密集地になつてくると、ここが市の境、県の境といつてもほとんど関係なくなつてくるでございまして、そういう問題は確かにあるだろうと思います。

そういう観点からも、いろいろな意味で広域でいろいろやった方がいんじゃないかというのが、だからこそ私は出てくるんだと思ひますし、それで行政をどんどん広域にすると道州制のような話も出てくるわけでございますけれども、そういうことも問題意識に置いて個々の問題を考えていく必要があるかというふうに思ひます。

○逢坂委員 そういった観点からいたしますと、私は、市町村合併は合併として進めるといふ、その思想はわかるわけですが、最終的には、どんなに合併をしたとしても、あるいは合併をしないといつて小さなところも残ったりするわけですが、分野ごとの連携というものはこれからやはり非常に重要になるのだからというふうに思ひます。その点で、基礎的な自治体のある種の多様性というものをこれから認める方向というのがどうしても必要になってくるのではないかと思ひます。このあたりはいかがででしょうか。

○竹中事務大臣 委員の御指摘は、自治体そのものの多様性を認めるということに関して申し上げれば、私もそのとおりだと思ひます。

ただ、難しいのは、一方で、ある程度のスケールメリットがあつて、ある程度の規模が要りますねということ、しかし一方で、非常に個性ある小さなところもあつてもいいですねということでありまして、現実にはそれがどのように分布してい

くのかというのはなかなかには申し上げかねますけれども、そういう小さくて、まとまって、個性を発揮した自治体というものは、これは当然否定する必要はないわけで、まさにそこそが地方の独自性でありますから、そういうところはやはり多様にやっていく。

ただし、これから人口が少なくなつて、財政も厳しい中で、やはり一種の持続可能性をみずからの責任で持っていたけるような、そういうことは必要な条件にはなつてくるのだらうと思ひます。

○**逢坂委員** 持続可能性のある地域のあり方というものについては私も全く同感でありますので、今後また、あるべき地域の姿の構築に向けて、ともに知恵を出していきたいというふうに思ひます。

次に、LGWANについてちょっとお伺ひをしたいと思います。

LGWAN、私は英語が余りよくわからないんですが、でも、ローカルガバメント・ワイドエリア・ネットワークというんでしょうか、要するにITのネットワークで全国の自治体をつなぐという仕組みでありますけれども、このLGWANの整備に国と自治体が要した経費の総額、それと、どこの年度でもいいんですけれども、この維持経費、もしおわかりになりましたらお知らせいただけますでしょうか。

○**高部政府参考人** LGWANの整備に要する費用でございますけれども、平成十二年度に実証実験費用といたしまして国が約十五億円、その後、十三年度から平成十五年度に地方公共団体におきましてLGWAN接続に必要な機器等の整備費用として約五十七億円ということで、合計約七十二億円。

それから、単年度の費用でございますけれども、平成十七年度で見ますと、維持管理に要するコストといたしまして、約三十四億円という見込みになっております。

○**逢坂委員** 非常にこれは多額のお金をかけて整

備をし、自治体もそれに呼応して整備をしたわけでありまして、現在の利用率はどの程度なのかというのを伺ひたいということ、実は全国の自治体では、すべての自治体がそうかどうかというには私も承知しておりません、すべて調査しておりませんので、このLGWANと、以前といいましうか従来から自治体が整備をしているLANが併存している、すなわち二重投資のような状況になつていいるところがあるわけですが、この実態を把握しているかどうか、もし把握しているとするならば、これについてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○**高部政府参考人** LGWANの利用状況、利用率という御指摘でございます。

LGWANでございますけれども、電子自治体のネットワーク基盤として、大きく三つぐらいの役割を持っているのではないかとこのように考えているところでございます。

まず一つは、地方公共団体の間で情報交換、情報共有を行う行政専用のネットワークという意味合いがあるかと思ひますが、こういうものとして、このLGWANを経由して行われる電子メールの年間利用件数というものを考えてみますと、これも大分ふえておりまして、平成十七年で見ますと、その前の年に比べますと六割強ふえておりまして、約三千五百六十万件といったような状況になつております。

それから、もう一つの機能といたしまして、電子申請でございますとか電子調達といったようないろいろなアプリケーション等をお安く、共同で使つて提供できるネットワークというような意味合いがございまして、こういうものとしたしましては、アプリケーションの提供件数が、平成十六年末には七十二件といったようなものが平成十七年末には九十八件というふうに、順次ふえていいるといったような状況でございます。

それから、三つ目の役割として、国と地方公共団体を結ぶといったような役割が期待できるというふうに思つております。これも、LGWAN

と、それから国の方で霞が関WANというのがございいますが、こういうものと結びついて、国の例えば情報システムとつながっていくというような役割があるわけでございますが、こういうものとしたしまして、平成十六年末には十六件ございまして、順次ふえていいるような状況でございます。

例えば、今のものでもいいですと、財政融資資金の事務のオンラインシステムといったものをこのうもので経由できるといったような効用が期待できるといふわけでございます。

こういうものについて順次役割が広がつていいるという認識がございまして、大きく三つの役割を申し上げましたけれども、こういうものがさらに活用されるといふことが、使われるということが大事ではないかというふうに思つております。

二点目にお話しした、既存のLAN等との二重投資の問題の御指摘がございまして、けれども、ただいま申し上げましたように、LGWANというものが行政専用ネットワークということ、ただいま申し上げましたような役割を担うということでもございまして、既存の例えばインターネット等を通じたものと、役割の面で新たな専用のもので必要になつてくるということもあるうかと思ひますので、ある意味では、ちよつと別途こういう形で整備させていただいたということになるうかと思ひます。

併存状況というのは、今団体数でどうなつていいるかというのを把握してございせんけれども、ただ、今委員御指摘の点でいいますと、全国的なネットワーク等々を整備するということになつたときには、効率的に、既存のいろいろな取り組みといるいろいろな調和をとりながらうまくやっていくという問題意識はいつも必要なのではないかなというふうに思つていいるところでございます。

○**逢坂委員** 電子ネットワークといいましうか、コンピューターのネットワークといいましうか、要するにネットワークといふのはつながつ

ていることが非常に重要なわけでありまして、かつての古い概念で、電話回線をどこかどこかをつなぐというようなものではないはずなわけですよ。その意味において、確かに、これは行政利用だからある種独自のネットワークを組んだんだということではあるんですが、本来のIT、ICTといふふうに今言うんでしうか、その精神から考えると、少しずれていいるのではないかという気が私はするわけであります。

現に、全国の市町村の現場で、今もう既にネットワークがある、しかも、ドメイン、ドメインといふのは御承知かと思ひますが、今問題のアットマーク以下の、あのドメインですね。ドメインもそれぞれの自治体が全部とつていいるわけですが、さらにまた新たにドメインを付与して、そちらへ切りかえるのか切りかえないのかといううな状態も生まれていいるわけでありまして、今後こうしたものの整備をする上ではぜひともこういうことのないように、もし仮にさらにまた別の分野で何かネットワークが必要になつたら、また屋上屋を重ねるのかといふことにもなりかねませんので、ぜひ、情報化を推進する官庁でも総務省はございまして、この点について再度御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○**高部政府参考人** LGWANにつきましては、先ほど申し上げましたような目的を持つて整備されたところでございます。

ただいま委員御指摘の点につきましては、私も十分留意しながら今後進めていかなきゃいけないというふうに思つていいるところでござい

○**逢坂委員** そういうことで、これはよろしくお願ひしたいと思ひますが、この点について大臣の方から御見解を。

無駄な二重投資と思われ、そこまでは断定しませんが、そういうこともあるといふことをひとつまず御理解いただきたいと思ひます。これはなかなか国民の目には見えない部分でござい

その点で、私とタッグを組めば、もつともつとい

ろいろな山がありますよということでございますので。

それと、午前中の大臣の答弁の中で、会計方式に関する質疑がございまして、その中で、なかなかという言葉を付けて、地方団体がおくれているようなニュアンスの発言がございました。これは奥野先生の質疑だったと思いますけれども、大臣、実は、バランスシートに関しましては、昭和三十七年の地方財務会計制度調査会、有名な田中二郎先生が座長を務めていた調査会ですけれども、これで既にバランスシートの指摘がされております。昭和三十七年でございます。これが一番先かどうかは私は存じ上げませんけれども、もう既にこういう状態のときに、昭和三十七年に財務会計制度はバランスシートを導入しなければいけない旨の指摘がされているわけですね。ところが、残念ながら、この指摘というのは実現に至らずに、ずっと時間が過ぎてまいりまして、その実現をしたのは実は国ではなくて自治体の現場で、具体化をいろいろなところが試行錯誤しながらやってきたという実態がございします。

したがって、なかなか地方団体がおくれている旨の発言というのは、今総数として見れば、それは地方団体やっていないところもあるかもしれないんですけども、実は新たな政策というのが自治の現場から生み出されているんだということをごひ御認識いただきたいと思ひます。

したがって、これから総務省の政策を進める上で、ぜひとも、先ほどファクトという言葉がございましたけれども、自治の現場に立ち返るということを常に御留意いただきたいということで、先ほどの二重投資の件とこの件について御答弁をお聞かせいただいて、私の時間終わつたようですので、終わりたいと思ひます。

○竹中国務大臣 第二の点のバランスシートの問題、確かによく承りました。私は、千八百になる自治体全体にまだ行き届いていないという点だけを申し上げようとしたんですが、その経緯からして、地方の自治体がそういう努力を先駆的にやっ

てきたということは改めて認識を深くしておきたいと思つております。

そして、LGWANの話は、私も実は御指摘いたしたくまで存在すら、申しわけないんですが、余りよく知らなくて、勉強させていただき、少しけさから勉強しているところでありますが、確かにネットワークというのとはつながっているからネットワークなわけですね。ところが、これはクローズドなネットワークですと言われて、つながらないネットワークなのかと。

これは確かに、セキュリティーという観点とか、そういう観点から必要なのかもしれませんが、しかし、セキュリティーというのは別の技術でカバーできる面があるのかないのか、そういう点も含めて、さらには、これは速度とかそういうものでいろいろ差別化ができるのかできないのか、そういうことも含めてしっかりと判断をしなければいけないというふうに思ひますので、常にそういう点に関しましては留意をしてまいりたいと思ひます。

○逢坂委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○中谷委員長 次回は、来る二十七日日曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時三十二分散會

平成十八年三月七日印刷

平成十八年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B